

決算審査特別委員会記録

<くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部>

開催日時 平成27年10月19日(月) 13:03~16:26

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

和田 恵治 委員長

岡 史朗 副委員長

池田 慎久 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

田中 惟允 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

荻田 義雄 委員

太田 敦 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

榎原 会計管理者(会計局長)

野村 総務部長

中 くらし創造部長兼景観・環境局長

森田 産業・雇用振興部長

羽室 警察本部長

藤本 生活安全部長

萬谷 刑事部長

大森 交通部長

福田 警備部長

高井 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 議第84号 平成26年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○和田委員長 それでは、午前に引き続きまして、ただいまから会議を再開します。

午後の傍聴者は2名です。

それでは、日程に従いまして、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査に入ります。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○荻田委員 簡潔に申し上げます。

毎年、奈良マラソンをおやりいただいて、非常に活況でございまして、昨年も1万6,684名の参加でした。全体として決算を見させていただきますと2,136万3,000円余り増収、黒字が出たということでした。

奈良マラソンは、経済波及効果という点では非常に頑張っている事業の一つではないかと思うところです。

それは一にして、エントリーを前日にするということですので、何らかの形で個人でお泊まりいただく、そういうようなマラソンに、本当に全国のマニアが、奈良マラソンは非常にいいとお聞きしています。

先日、地域から、特にマラソンコースですが、市道、ちょうど奈良市高樋町から山村町へ抜ける通りですが、非常に舗装面がでこぼこであると。何としても是正をしてくださいということでした。これは市の範疇というものの、コースそのもの、あるいは競争する事業者としては、奈良マラソン実行委員会がおやりいただくことですので、黒字が出た中で、市に対しても応分の拠出金を取っていただきながらもやっていることですし、全国からお見えいただく中で楽しく、そしてすがすがしい思いでコースを走破していただくというのが一番理想ですので、この辺について、くらし創造部長からご感想をお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう1点。特に沿道にボランティアの方々に随分出ています。そして、それぞれの地域で、竹でたたいたり、あるいは沿道から声をかけて、もう少し頑張ろうというかけ声をかけていただく、あるいはガードマンはそれぞれおられるものの、人の整理もしていただいているところもございまして。そういった地域の方々に対して、奈良マ

ラソン実行委員会としてどのような対応をこれまでしていただいているのか、あわせてお聞かせください。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 マラソンコースとなっている道路の状況等について、来られる方が走りやすいようにどれだけのことをしているのかという趣旨の、まず1つ目の質問でございます。

マラソンコースとなっております道路の損傷箇所につきましては、毎年7月ごろに奈良マラソン実行委員会事務局が現地調査を行って、補修が必要なところにつきましては、道路を管理しております、県であれば奈良土木事務所、また奈良市、天理市に補修の依頼をしているところです。今年度におきましても同様に現地調査を行って、各道路管理者に補修の依頼もしているところです。

状況がどうかということにつきましては、しっかりと現場を把握した上で、当日、ランナーの方に気持ちよく走っていただけるように、再度参加してもらえるように、そういう気持ちで整備等に当たってまいりたいと思っております。

それから、2点目のボランティアの方々への対応についてです。

ボランティアに参加いただく皆様方には、当日はスタッフウェアと帽子の支給も行っておりまして、また、各種活動に従事いただいている皆様方にはそういう形をとらせていただいております。

また、12月の非常に寒い時期でございます。寒さ対策といたしましては使い捨て懐炉を配布し、また、ことしは特に大会ロゴ入りポンチョ、いわゆる雨や雪を防げるような、そういったものもボランティアの方に支給をさせていただこうと思っております。

ただ、当日の対応につきましては以上申し上げたところでございますが、ボランティア活動が終了いたしましたら、実行委員会から参加者の皆様方に対してお礼状と、大会当日の写真で作製いたしましたカレンダー等もお送りさせていただいております。

また、ボランティアの方々のご意見というのは非常に貴重な意見であると思っております。よりよい大会となるように、その意見に基づいて今後の改善につなげていきたいと思っております。以上です。

○荻田委員 どうしても地域の皆さんに支えていただく部分は大変多いわけですし、実行委員会は、天理市、奈良市ともどもに会合を開くわけですので、道路の補修点検も、市道だから市でやらなくてはならないということもあるでしょうけれども、その辺はこういった余剰金があるのでしたら、そういった整備をするような補助的な助成金にも配慮をして

いただければありがたいと思います。

このことについては答弁は求めませんが、すがすがしい地域の支え、そしてすがすがしく走っていただく、これをよろしくお願ひしたいと思います。

川口延良委員も走られるそうでございます。

それから次に、企業立地の動向について申し上げたいと思います。

荒井知事は平成19年から平成26年、8年間にわたりまして立地を進めてこられました。この中で、平成26年度までですけれども、205件の工場誘致を図ってこられました。これによって、企業立地として雇用の面では2,086人というご報告をいただいています。そして、この8年間で県に対する法人2税が119億5,800万円余いただいている。これを資料としていただいています。

特に法人2税を、あるいは事業税をしっかりと担保して、県として歳入増を得る努力をすると。全国各地では観光立地と、それから企業立地、こういった2つの分野で、全国都道府県が競争している実態があります。だからこそ県としても荒井県政になってから随分この手法を取り入れながらご努力をいただいていること、これは本当に端的に言って敬意を表しています。

そういう思いの中で、1点だけ申し上げたいと思います。

今、京奈和自動車道、特に高規格道路が南まで延伸していると。御所市から五條市へ、最終局面でございますし、それが完成すると、途中平面交差はあるものの、郡山ジャンクションまでうまく連動して、あと2年余りでできるだろうと推測しています。

南の御所エリアから五條エリアの工場立地を平成26年度でどういった形で進めておいでになるのか。まず1点、お聞かせください。

それから最近では、昨年でしたけれども、都市計画法の見直しをやろうと。そして郡山ジャンクション、すなわち（仮称）奈良インターチェンジに付随する間において、農用地、市街化調整区域において準工業地を何としてもつくりたいということで、地元の説明会も随分やられたようにお聞きしています。結果として頓挫したとお聞きしているわけですが、この辺についてどのように思われているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○大西企業立地推進課長 企業立地についてご質問をいただきました。

まず1点目、道路の整備に伴いまして、特に中南和地域への誘致活動でございます。

京奈和自動車道、まさに南北アクセス道が整ってまいります。近く開通もいたすかと思えます。以前から、特に奈良県中部から南部にかけては、そういった沿線以外にも非

常に県外の企業からも関心をいただいております、そういった面では道路の開通、あるいはアクセスの向上に伴いまして非常にニーズも高まっているところと感じています。

その中で、まず御所インターチェンジ周辺におきましては産業地の集積事業として平成26年度本格事業化に着手し、今、鋭意進めているところです。

また、五條市内にも旧テクノパーク・なら工業団地等がございますが、そちらのほうはいち早く工場の集積も済み、余り空き区画もございませんが、五條インターの付近には民間が開発されました南大和テクノタウン等もございまして、そういったところにも近年になりまして県外から立地いただいた結果がございます。

また、空き区画につきましても紹介をしているところで、中南和地域におきまして着実に立地が何件か成果が出てきていると感じています。

もう1点、沿線沿いでの用地活用につきましてのご質問でございます。

かねてからそういった道路整備につきまして、ポテンシャルの高い企業からも非常にニーズの高いエリアになっています。ただ、そうはいうものの、かねてから申し上げておりますように、県内の産業用地がだんだん少なくなっておりまして、産業用地の確保は非常に重要な課題になっています。

そういったところの整備に伴いまして、昨年来より市町村と県でプロジェクトチームを立ち上げ、沿線沿いにおけます、工業ゾーン、工業エリアを創出していくべく検討を重ねているところです。対象市町村とも意見交換を重ねながら、過日、まずは検討を進めていられるだろうという市町村から上げていただきました候補地で地元地権者の皆様とも意見交換をさせていただき、地元での都市計画、あるいはまちづくり、また土地利用の意向などについていろいろと今、意見をお聞きしておるところです。

そういったことを踏まえまして、今後、沿線沿いで何とか良好な産業用地が創出できるように引き続き取り組みを進めることを検討しています。以上です。

○荻田委員 ともあれ工場立地を、誘致する際、企業にとっては高規格道路に面しているというところが一番の条件だと思います。

郡山ジャンクションの付近一帯の農地を準工業地にするため、都市計画法で線引きの見直しをやっていただくことが一番いいのではないかと思うのですが、うまくいかなかった過去の原因は一つあると思います。それは、大和郡山市の農地の評価が、平方メートル当たり131円で、例えば市街化区域になった場合、平方メートル当たり、即2万3,000円になる。仮に市街化調整区域から準工業地域になった場合に工場の造成をして操業す

るまでの間は随分長い期間がかかると思います。こういったことを進めていく、協力をさせていただく後継者もおらない。これからはそういった転用をしながらも、先祖代々の資産を対価に変えてやっていけたらと思われている農家もあるかもしれません。

今申し上げた平方メートルが131円、それが一気に2万3,000円になる。企業が操業する前段階として造成されて、いざ企業が決まった段階で初めて賃貸契約ができるものだと思っているのです。そういったときに、県は市に対して工業誘致をしていこうという思いをお持ちですから、税制面で何らかの優遇措置が講じられないものかと思うのです。

これは企業立地と税務の関係ですから違うのですけれども、この辺について、副知事がおいでになりますから、副知事からお答えをいただきたいと思います。

○奥田副知事 今おっしゃいました都市計画法の見直しをして、そして既存農地を市街化区域に編入するということですが、これは県と市町村がそういう地域を指定するという一つの合意をまず得なければなりませんし、また、土地の単価の問題もございますし、非常に奥深い問題がございます。

県としては過去にいろいろ、例えば特定保留地域に指定をして、そして将来の開発に備えていこうという特例制度をやったこともあるのですが、やはり抜本的な解決にはまだ至っていないということで、県と市町村の間で、先ほど企業立地推進課長もご答弁申し上げましたけれども、工場用地、企業立地を推進していこうという行政目標を持った市町村と現にプロジェクトチームをつくりまして、基幹道路を中心にした工場立地のあり方について基本的な協議をしているところです。

そういった中で、企業側の要望でありますとか市町村の要望でありますとか、もちろん土地の所有者の要望もございますし、今すぐにこれだという特効薬はないのですが、これから同じ意を持つ行政団体とまずは協議をしていく。それから地道に始めたいと思っています。

○荻田委員 行政目標を市町村、県とお互いにお持ちいただいて、これからあり方検討委員会というようなところでしっかり議論をしていただいて、企業立地を増進することをぜひ要望しておきたいと思います。

それから次に、檀原市長選挙がきのう告示されまして、日曜日に投開票ということになります。争点は、ホテルに関してのことでした。

県政としては、ホテル誘致、あるいは奈良市役所の南側に隣接します県有地、県営プール跡地、警察署も含めて、ホテルを核としたまちづくりをし、そして、世界からお越しに

なる外国人、あるいは国内からお越しいただく観光客にお泊まりいただく施設、これが全国でもワーストワンと聞いております。

荒井県政はホテル誘致、国際級のホテルを建てようということでおやりいただき、今、森トラスト株式会社によります事業者の決定なども含めて取り組んでいただいているところです。

その中で、一つはコンベンションホール、これは2,000人規模のコンベンションとしての収容をする会議場。この会議場をどのように迎え入れることができるのか。事業者を提案型で公募なさるということですが、これが両方うまくマッチしないことには、このホテルの開店とか、観光客の誘発に促進でき得ないと思っておりますので、コンベンションホールについては、より一層ホテル以上の取り組みを頑張って努力していただきたいと思うところです。

県としてはそれぞれの地域でまちづくり協定をおやりいただいています。奈良市とホテルを核とするまちづくりをやりましょうと。そして、新駅を核とするまちづくりをやりましょうと。いろいろ各地であります。

橿原市は今、選挙の最中ですが、中南和の一つの拠点整備をしたいのだと。それによって、ホテルが少ないということで、今度、橿原市では1階から4階まで、市役所の分庁舎を建てると。その上にホテルを誘致するというので、PFI方式による事業を実施したいと。

市議会でもこの問題については承認し、スタートされました。財務省や内閣府は、ご存じのとおり地域創生、それにまつわる雇用の促進、あるいはますます観光やいろいろなものに特化をした中で、この事業いいよと、そんな思いの中で民間活力推進機構を介して、9月30日だったと思いますが、3億円を融資なさっている。そして、市役所として、地域の方々や交通機関を利用される方々がいつでも市民窓口として利用できるような施設づくりをされています。

そういったことを全国的に展開しているところは豊島区、これは現に区役所を建てて、余剰金でもってマンションを建てられました。そして、川崎市では公民館の上にホテルが建っている。

今、全国では、こういった地域活性化をしていくために、民間活力と一緒に取り組んでいるところが随分多いようです。この辺について、ホテルの是非をされているのですけれども、県としてまちづくり協定をしながら、この事業をどのように感じ取っておら

れるのか。奥田副知事、お答えください。

○奥田副知事 榎原市のまちづくり協定のお話が出て、そしてまた、今、選挙戦でホテル誘致の是非が問題になっているという背景がございますので、その是非について論じるとは、差し控えたいと思いますけれども、榎原市がいろいろな形で医大を核としたまちづくりについて奈良県と協定をしていることは確かですし、そしてまた、観光振興でもいろいろなことをお考えになって、榎原市独自でいろいろなことを決めてやっておられることも事実です。ホテル建設の是非ということは別にして、榎原市はそういった形でまちづくり協定を結んでおりますので、これについては県民の皆さんにもPRをしながら、情報開示をしながらやっているところでございます。これからは榎原市と、榎原市がお考えになっているまちづくりについて連携できるところはきっちりとしていきたいと思っております。

○荻田委員 事務的な最高責任者ですから、それが一つの答弁だろうと思っております。

知事は、昨日、今のこういったホテル誘致の事業を推進するところの公社に行かれて、なかなかいい事業ですねと、しっかり県としても対応していきたいというお話でございました。いずれにしても賛否はそれぞれ結審するだろうと思っておりますが、事業が継続していくというのは大切ではないかと思っておりますので、県の事業もそういった形で進んでいるわけですし、相まって、ホテルについては議会でも議決されてやっておいでになるわけですから、知事がそういった政治姿勢を明確にされたということは、中南和の拠点整備にとっては大変重要なところに位置するのではないかと感想だけ申し上げておきたいと思っております。

いろいろと申し上げたい点もございますけれども、このホテル事業に関しては総括で知事に質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○川口（延）委員 荻田委員から、奈良マラソン出場ということで委員会でおっしゃっていただきまして、もう逃げられないなと改めて感じました。

2点質問をさせていただきます。荻田委員と質問の内容は少しかぶってくるかと思いません。

「平成26年度主要施策の成果に関する報告書」142ページの企業立地の促進というところで、奈良県の企業立地においては、この5年間で約130件と、全国平均に比べても平成18年より上回っているということで、非常に素晴らしいことです。

一方で、この企業誘致、工業団地内に立地件数が少ないというのが実情でして、重点課題に関する評価の中でも、都市計画法の区域区分別というところで、実に全国では約20%に対して奈良県では43%、調整区域に企業を立地していると。

一方で、奈良県の工業団地内の立地件数としては、4分の3が工業団地外というところ
です。そういう中で、現状の工業団地が企業に対してニーズに合っていないのではないのか
と思います。

それで質問ですけれども、今後、奈良県として、京奈和インターチェンジを含めた、ま
た郡山下ツ道ジャンクションも平成27年3月から開通した状況を踏まえて、新たな工業
団地の指定も含めた県の考え方を教えていただきたいと思います。

○大西企業立地推進課長 工業団地と産業用地の件でのご質問であります。

先ほども荻田委員のご質問にお答えさせていただきましたが、本県で産業用地の確保は
非常に重要な課題となっています。

委員ご指摘のとおり、特に本県の特性といたしまして、工業系の用途地域が直近の数字
で、11.8%というのは全国的に一番低い数字でございまして、工業用地の提供の面で
企業のニーズになかなかお応えし切れていないという面もございます。

また、特に県下の工業団地の状況で、問題提起がございました。県内の工業団地につ
きましては、少し触れさせていただきますと、昭和40年代に開発されました県下最大の昭
和工業団地で工場の集積が始まりまして、また、県下南北にわたる各地で工業団地や工業
適地が整備され、企業の集積がされてまいりました。

また、平成初期のころに、先ほど少し触れました五條市テクノパーク・なら工業団地で
分譲をいたしましたのを最後に、比較的大規模な工業団地はこれまで整備は余り図られて
こなかったという面がございます。これらの工業団地の区画にいろいろと誘致を進めてき
たところです。

また、最近は非常に企業の投資意欲も積極的になっています。道路網整備の進展により
奈良県に随分目を向けていただいております、これらの工業団地への立地もいよいよ進
んでまいりました関係上、既存の工業団地は区画がだんだん少なくなってきたという現状
もございます。

そこで、先ほども少しご答弁申し上げましたが、一つは道路網の進展、整備を進めてい
ただいております京奈和自動車道周辺におきまして、南部地域、中南和地域の拠点として、
一つは御所インターチェンジ周辺での産業集積地の事業。それとともに、先般知事が本会
議でもご答弁申し上げました、西名阪自動車道、あるいは京奈和自動車道の整備に伴いま
して、周辺のエリア地域において企業のニーズにお応えできるように、工業系のゾーンを
何とか捻出していこうということで、県と市町村と共同してプロジェクトを立ち上げ、工

業ゾーン創出プロジェクトの事業に取り組み、検討を重ねているところです。

今後、速やかに県と市町村で公式の協議会も設置いたしまして、企業が重視する立地条件を分析、整理、あるいは土地利用規制などの課題の抽出を行いながら、必要となる社会インフラの整備などを市町村とともに検討した上で、企業のニーズに踏まえた候補地を抽出するなどの取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

それとともに地域のまちづくり、これは市町村なり地元住民の方々のまちづくりに対するご意向、ご熱意もあろうかと思えます。地域のまちづくりへの熱意を受けとめまして、県といたしまして市町村の積極的な取り組みと一体となって、このプロジェクトを何とか進めてまいりたいと考えております。以上です。

○川口（延）委員 インターチェンジから2キロメートルは準工業地域というところで、それ以外の工業ゾーンということで、また新たにしていきたいと思えます。

午前中には池田委員からも女性の社会進出というところで、奈良県内に近くで30分以内で働くところが必要だという意見も出ていましたし、できるだけ人口の多いところの近くに工業団地ができることが望ましいと思えますので、よろしく願います。これにつきましては、あす総括でもう一度質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続いてもう1点、146ページの奈良の贈り物開発・発見・創出事業ということで、本当にすばらしいパンフレットがつくられて、奈良県の中で私も知らないお土産物がたくさん載ったすばらしいパンフレットがあると、この間、初めて見させていただきました。

予算的には73万円ぐらいの規模ですけれども、本当に奈良県の魅力が詰まったリーフレットが完成されて、今後このリーフレット等々をどのような活用方法で奈良県の魅力を発信されるのか教えていただきたいと思えます。

○村上産業・雇用振興部理事産業振興総合センター所長事務取扱（公財）奈良県地域産業振興センター専務理事 お土産物のカタログの今後の周知、さらなる活用方法についてご答弁いたします。

県のキャンペーンなどで積極的に広く配布しているところですが、具体的には、平成27年4月に雑誌社や旅行会社などに奈良県の魅力をPRすることを目的として開催されました東京でのプロモーション、奈良県観光キャンペーンにおいてGift from NARAを配布いたしました。また、そのときに個別の相談会を実施し、贈り物についてのPRを行ったところです。

また、最近では、10月23日に金融機関主催の大阪で大規模に実施されます、ふるさと名物応援フェアという展示会で奈良の贈り物についてのプロモーション活動を行う予定にしております。

また、掲載されております企業の営業用にも役立てていただくため、企業を初め関係機関への配布を行っているところです。

このほか県内企業などでノベルティーにも活用していただくなど、奈良県内における贈り物として広がってきております。また、県庁におきましてもさまざまな会議や催し物の機会などに積極的に活用を推進しているところです。

今後とも県内の皆様方に手にとっていただける場所にさらに配布を広げるなど、さらなる活用の幅を広げてまいりたいと考えております。以上です。

○川口（延）委員 東京で奈良県の観光プロモーションでいろいろと披露したり、ほかの部分でも県外で活用されているというご答弁をいただきました。

まず、奈良県民である私も知らなかったのですけれども、奈良県の人、この中から選んでお土産を持っていこうと思えないと、県外の方が魅力やいいものがあると思っても、PRが薄いのではないかと。私たちが、これがあることを知っていて、伝えていける、そういう環境づくりが大事かと思えますし、地域それぞれにおいて、例えば商品にストーリー性があるのであれば、地域の魅力とコラボレーションして、観光にも役立つ一つの手法とも思えますし、これからもっと生かせる方法を考えていただいて周知いただきますように、よろしく願いいたします。以上です。

○藤野委員 数点にわたって質問します。

まず初めに、「平成26年度 主要施策の成果に関する報告書」91ページですが、総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業がございます。これは中学校とお聞きしたのですけれども、中学校のクラブ活動との関連性をお聞きいたします。あるいは、どのようなスポーツなのかも含めてお尋ねしたいと思います。

次に、94ページ、スポーツによる地域振興事業です。これは相撲の発祥の地奈良をPRするということで、ちゃんこ大和づくしを奈良県知事賞の副賞としてお渡しされておられるということですが、県内における相撲の振興にはどのようにつなげているのかをお聞きします。

きょう、お昼にNHKのテレビを見ていますと、和歌山県田辺市で紀州梅の里場所が今開催されているみたいで、相撲の振興、発展をそこで県民に促しておられると捉えたんで

すけれども、奈良県としてはどのような、県内における相撲の振興の取り組みを行っているのかをお聞きします。

次に、106ページ、育児休業取得促進事業です。このことについては、現状をお聞きしたいと思います。交付事業所数が平成26年度は26社ですけれども、現状はどうなっているのかも含めてお聞きします。

次に、141ページの起業創業政策調査事業についても現状をお尋ねします。これは、1,290件の支援実績がある中で、創業できたのは105件ということですが、何が課題だったのかということも含めて、効果的な支援策がどのようなものなのかをお聞きします。

次に、先ほど来、荻田委員、あるいは川口（延）委員からも質問がございました企業立地の促進。この中で、企業立地意向アンケート調査が実施されたということですが、アンケートの結果をお尋ねします。以上です。

○村上スポーツ振興課長 まず、総合型地域スポーツクラブと学校との関連についてお答え申し上げます。

現在、奈良市、生駒市、桜井市、吉野町におきまして、総合型地域スポーツクラブと中学校が連携した事業を推進しております。

内容といたしましては、地域との交流イベントの開催であるとか、委員からご指摘がございました運動部への指導者の派遣を行っております。

交流イベントにつきましては、中学校の体育館を利用して地域住民向けの体幹トレーニングやダンスなどの催し、教室の実施、また運動公園でのスポーツイベントなどを実施しているところでございます。

中学校の運動部への指導者派遣につきましては、バスケットボールであるとかサッカーであるとかテニスのようなところに専門家による指導を行っているところでございます。

現在、4地域で実施いたしておりますが、実施している地域との意見交換を十分に行いながら、総合型地域スポーツクラブと学校の連携が広がるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

もう1点、相撲を県内でどう広めていくのかについてお答え申し上げます。

ご承知のとおり本県は相撲発祥の地と伝えられております。平成27年1月より東京場所において、大相撲幕内最高優勝力士への奈良県知事賞の贈呈を行っているところでございます。

県内への普及につきましては、10月4日に桜井市の相撲神社、葛城市の相撲館など相撲にゆかりのあるスポットをめぐるようなバスツアーを実施いたしました。このバスツアーには親子連れを含め100名を超える方々にご参加いただいたところでございます。

葛城市におきましては、郷土力士の徳勝龍関であるとか勢関にもおいでいただきまして、このバスツアーの方を含めて全体で400名程度の人にごらんいただいたのですけれども、奈良県と相撲のかかわりにつきましてはのイベントを開催したところでございます。

また、県内の子ども、ちびっ子力士や保護者の方々に、東京の相撲部屋に行っていたくようなバスツアーも1月に予定いたしております。

また、大阪場所のときに県内で合宿所を張られます場所にも朝稽古の見学とか力士との触れ合いイベントを実施したいと思っております。以上です。

○元田雇用労政課長 育児休業取得促進事業の関係でございます。

平成26年度に交付金を交付した事業所数は、先ほど委員お述べのとおり、また資料にありますとおり26社です。対象従業員数ですけれども、58名でした。その決算として745万7,476円でした。

この制度については、積極的に周知を図ったものの、制度を利用いただいた事業所が十分に伸びなかったため、給付実績が低い状況となったものです。

平成27年度の執行状況ですけれども、9月30日現在で交付金を交付した事業所数が32社、対象従業員数が63名となっております。交付金額は693万1,643円となっております。

県内事業所がこの制度を活用しやすいように、奈良県育児休業促進事業補助金交付要綱等で定めております添付書類の簡略化、あるいは補助金の交付申請期限の延長等を行ったところです。

今後も引き続きましてそういう制度のさらなる周知を図り、利用拡大に努めたいと考えておるところでございます。以上です。

○村上産業・雇用振興部理事産業振興総合センター所長事務取扱（公財）奈良県地域産業振興センター専務理事 創業支援ネットワークについて答弁いたします。

奈良県には現在、公益財団法人奈良県地域産業振興センター、同よろず支援拠点、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業診断士会などの複数の支援機関がございます。創業支援を行っているところですが、金融機関においても融資を中心とした支援を実施しております。

しかしながら、これらの支援機関が個々に支援を実施しておりましたのでは、創業希望者にとってどの支援機関に何を相談すればよいのかがよくわからないという実態がございました。

そこで、地域で創業しやすい環境をつくるため、産業振興総合センターが核となりまして、昨年7月に県を初めとする24の創業支援機関で組織した奈良県創業支援ネットワークを立ち上げたところです。

奈良県創業支援ネットワークでは、創業相談支援、資金調達支援、創業時各種手続の支援、事業計画などのブラッシュアップ支援など、それぞれの支援機関が対応できる創業支援メニューを各自の強みを生かして支援することで創業希望者に対してきめ細やかな支援を行い、県内での創業を目指しているところです。

委員お述べのとおり、平成26年度の支援実績1,290件に対しまして創業105件でした。

また、さらに支援機関担当者間の情報交換を円滑にするため、平成26年8月よりメーリングリストによる連絡体制を整備するとともに、各関係機関のセミナー開催やその概要、また情報共有も行っているところです。

創業支援は一度の相談で完結することは少なく、各支援機関が何度も継続してビジネスプランのブラッシュアップ等を行う場合が多くございます。したがって、創業希望者のステージごとの要望を的確に把握し、創業希望者のニーズを見きわめ、適切な支援機関を紹介することなどにより迅速な創業へつなげるため、スピード感を持って取り組んでいかなければならないと認識しております。

今後とも各支援機関が常に連携を密にしながら、創業希望者に対しまして適切な支援を行っていくよう努めてまいります。以上です。

○大西企業立地推進課長 アンケート調査についてのご質問をいただきました。

企業誘致を進めていきます上で毎年、特に県外企業を中心に企業の投資意欲ですとか本県への立地の意向等々につきましてアンケート調査を実施させていただいております。平成26年度は1,000社に対しまして郵送でアンケート調査を行いまして、24社から回答をいただきました。

このうち、特に、投資計画があり本県に候補エリアとして興味を示していただいた企業は4社ございまして、直ちに先方に連絡をとりまして企業訪問等々を重ねさせていただいております。

そのうち、幸い1社が、このたび、大阪府富田林市に本社を置かれます金属加工業の企業ですが、県内に新たに奈良工場をご進出いただく計画が固まったところです。

地道ではございますが、こういった幅広い企業ニーズもつかみ取りながら、企業誘致を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○藤野委員 まず、初めの総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業ということですが、この総合型地域スポーツクラブがかなり活発にやっている地域とそうでない地域との差があると思います。活発にやっておられて、クラブ活動との連携を含めて、よりよいスポーツの振興につなげていくというところはいいのですが、そうでないところはそうでないところで、クラブ活動で盛んにやっているというところもありますけれども、この総合型地域スポーツクラブをより特化して力を入れていくという方向で現在進められているのか。そうではなくて、現在あるところとクラブ活動等も含めて連携を図りながらやっていく、そうでないところはそうでないところでいいんだという、これはスポーツ計画、振興計画か、何らか示されておったかというのが、記憶が定かではないのですけれども、わかる範囲で、教えていただきたいと思っております。

それと、相撲の件、スポーツの地域振興事業の件です。現在、あるいはこれからも含めて、奈良県が相撲の発祥の地という位置づけのもとでさまざまな取り組みを行っていく、あるいは取り組んでおられるということも理解をいたしました。

現在、青年会議所で、小学校6年生までの子どもたちのわんぱく相撲もずっと長く継続して取り組みをされておられるのですけれども、こういったところにもそういう支援も含めて県が率先してやってもいいかと。せっかく東京場所でちゃんこずくしを渡しているぐらい、PRしようという姿勢を示されるならば、県内の相撲で頑張っているところにもそういう支援もあっていいと思っておりますが、もしよければ答弁をお願いいたします。

それと育児休業取得促進事業ですけれども、まさしく男女共同参画社会、あるいはワーク・ライフ・バランスへの県の取り組みの姿勢を非常に評価をいたしております。

ただ、PR不足もあるだろうし、認識不足もというところもあるので、より一層PRも含めて県から積極的に促していただきたいと要望させていただきます。

続いて、起業創業政策調査事業ですけれども、これも大変取り組みとしてはいいとは思いますが、なかなか起業、創業は難しい部分であって、そう簡単にやすやすといかないというのも理解いたしております。

今、高度人材も取り組みをされておられますし、あるいは一般質問でも申し上げました

ように中小企業の後継者不足ということもあるので、そういったところにもリンクをできるものならば、そういったことも含めて取り組まれたらいいのかと思うのですけれども、提言として、要望とさせていただきたいと思います。

最後の企業立地ですけれども、アンケート調査で24社中4社、うち1社は県内に奈良工場を持ってくるということで、非常にいい結果が出ていると思うのですが、ただ、先ほどの荻田委員、あるいは川口（延）委員の質問のとおりで、それこそ場所がなければ、企業用地がなければ、業者が来たいと言っても受け付けできないという部分もあります。これは先ほど来からおっしゃっているとおりで、都市計画の問題、あるいは農業との関連の問題、あるいは住環境の問題、さまざまな問題、課題がはらんでいるのですけれども、ここはもう一層の取り組みをお願いしたいと思うと同時に、ここの中にも書いてあるようにコンシェルジュです。ここは、より情報収集が必要になってくるポジションかと思います。積水化学がパナソニックの跡地に来たというのも、荒井知事を先頭に、副知事も含めていろいろと情報を収集して、結局県外へ行こうとするのを、奈良県に引っ張ったという経過も聞いております。非常に情報収集が大切であると思うので、コンシェルジュは多分そういった役割も含めて取り組みをされていると思うのですが、役割と成果についてお聞きしたいと思います。以上です。

○村上スポーツ振興課長 まず、総合型地域スポーツクラブにつきましては、委員ご指摘のようにスポーツ振興計画の中に位置づけておりまして、この計画の推進役として重要な役割を果たしていただくもので、積極的に支援していくことを考えております。

先ほどご指摘がございました、今やっている地域、活発な地域とそうでない地域というようなことも、確かに総合型地域スポーツクラブが多くある市町村と余り活動できていない市町村がございます。現在中学校との連携事業を4カ所でやらせていただいていますけれども、これを進め、総合型地域スポーツクラブの支援とあわせてやっていきたいと考えているところです。

ことし、総合型地域スポーツクラブを皆さんに広くお知りいただくように、大型商業施設で総合型地域スポーツクラブを紹介するイベントを2カ所でやったところでもございます。

もう1点の相撲についてですけれども、委員ご指摘のように、わんぱく相撲等をしていただいている、JC中心と伺っておりますけれども、地域も何カ所かございます。

そういったJCの方々であるとか、相撲の競技団体であるとか、それと関係市町村と、

一緒になってしっかり進めていこうということで、本年、奈良県相撲推進連絡会という会議を立ち上げまして、先ほどご指摘ありましたような、どんな形での支援ができるのかといったことも含めて議論させていただいているところです。

○大西企業立地推進課長 コンシェルジュについてのご質問でございます。

委員お述べのとおり、企業情報をいかに的確に早期につかみ取り、マッチングのはかりになる情報収集をするかは非常に大切なことございまして、今のコンシェルジュも平成19年8月から企業立地推進課で、特に誘致活動を積極的にマスコミなど対外的にとり行っていく形で嘱託職員を配置させていただいております。

繰り返しになりますが、やはり企業情報とか用地情報をいかに早く迅速に、また的確に収集するかが非常に重要ございまして、民間企業と非常に幅広いネットワークなりご経験をお持ちの退職者の方、コンシェルジュの方でございまして、そういう意味では、我々職員では持ち合わせていないようなネットワークや情報をいち早くつかみ取っていただく、収集していただく、そういった活動をしていただいております。

また、我々職員とともに企業訪問、企業相談、年間約300回を超えるような企業との接触をしていただきまして、誘致に結びつけていただくような活動に取り組んでいただいております。

加えて、職員にとりましても、そういった豊富なご経験、もちろん民間でのご経験に基づきまして、企業なり土地情報とのマッチングについて勉強させていただき、研修をさせていただくような機会でもございまして、今後ともコンシェルジュと一体となって誘致活動を展開してまいりたいと思っております。以上です。

○藤野委員 総合型地域スポーツクラブですけれども、これはやはり人材です。よく市町村と連携を図りながら、人材の発掘、育成も含めて、ぜひとも活発な取り組みへと期待するところです。

それと、相撲の件ですけれども、これからそういった関係諸団体と会議をしながら進めていくということをお聞きしました。大変期待をしますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、企業立地ですけれども、本当に注目される取り組みとしてこれからはしっかりと見据えてまいりたいと思っておりますので、引き続きの取り組み、よろしく願い申し上げます。質問を終わります。

○安井委員 樞原公苑の改修についてお尋ねします。

橿原公苑は、代表質問で申し上げましたけれども、大変老朽化が進んでおるということで、建物の改修とか、あるいは周辺を一体的に整備するというので答弁をいただいておりますけれども、橿原公苑の将来構想をどのように進めていこうとされているのか。これは総括で知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

老朽化している施設は、言うまでもありませんが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開かれますし、また、現状のままではスポーツ施設が十分に使えない面もあると思います。公認の大会を開催するには、そういった必要性、施設、あるいは設備の点、あるいはプロスポーツを開催するためにはどういう整備をしたらいいのかといった課題も残されています。

特に野球場では、プロ野球をしようと思えば、球場の中もそうですが、外の観客席も整備しなければ、プロの試合を開けないという状況になっていますので、そういったことも大きな課題の一つになっています。

駐車場もそうですけれども、全体的に駐車場のあり方も検討をしていただく、特に大型バスをどういうぐあいに配置して、とめたらいいのか、そういう点、非常にこれからの課題になるかと思うのですが、あわせて構想の中でお示しいただければと思います。

そのことについて、今の時点でどのようなお考えをされているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、女性の就業率が低いということで、午前中の委員会で池田委員からも質問がありまして、女性支援課で答弁されておりました。女性支援のあり方について答弁がありましたけれども、女性の就業率、特に雇用の面で低いということについて、積年の課題というか、以前からそういう問題がずっと続いています。特に女性が家庭で生活するというのですか、家庭中心な考え方という、そういう意識調査の中では、全国平均よりも奈良県はやはり低いという調査結果も出ているように聞くのですけれども、女性が就業するには就業地の問題でありますとか、あるいは就業について男女とも意識改革が必要ではないかと思うのですけれども、そういうことについていかがお考えになっておられるのか。

また、女性の就業に際しては、子育て女性就職相談窓口が奈良県労働会館で開かれていますけれども、まだまだ県下一円に窓口を広げていくという点では少し寂しい気がするのですが、もう少しこの窓口を隅々まで広げていく、あるいは呼びかけていく、そういったPRも必要ではないかと思います。今やっておられる中でさらなるご努力が必要かと思うのですが、その点、いかがお考えでしょうか。

この2点をお伺いします。

○村上スポーツ振興課長 榎原公苑の活用、今後のあり方検討についてお答えさせていただきます。

今後、榎原公苑をどう有効に使っていったらいいかということにつきまして、利用者ニーズに対応した計画的改修、整備により施設の機能向上を図っていきたいと考えているところです。

先ほど来、委員ご指摘のありました野球場の問題、駐車場の問題、それから全国規模の公認大会ができないといった問題につきまして、榎原公苑の現状、課題を整理した上で今後の望ましい榎原公苑のあり方検討を行い、中長期的な改修整備計画についてまとめていきたいと考えているところでございます。

また一方で、榎原公苑の玄関口のあるエントランスであるとか公苑周辺の植栽について、多くの利用者が親しみ、ふれあうことのできるものとなるよう周辺とも調和したにぎわいや魅力を感じていただく拠点となるような整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○和田委員長 先ほどの女性の雇用の件。

○元田雇用労政課長 委員お述べのように、本県の女性の就業率は全国最下位でして、第1子の出産を機に約6割の女性が離職している状況となっております。

また、介護を理由に離職したときの年齢は、男女ともに46歳から50歳が最も多く、その理由につきまして、仕事と介護の両立が難しい職場だったためという理由が6割以上という状況がございます。

そこで、県内の企業や事業者を対象に、女性と就労者の職場定着率の向上を図るため、企業、事業所の個々の課題の把握から課題解決のためのセミナー等も実施しておるところです。また、社会保険労務士による職場の定着率向上の施策の紹介なども行って、意識の改革にも努めておるところです。

そういった中で、やはり女性が働ける職場環境、働きやすい職場環境づくりのための取り組みが必要と考えておるところでもございまして、社員・シャイン職場づくり推進事業等に取り組んでおるところです。以上です。

○安井委員 榎原公苑の改修をするということで、その構想を立案されるということ。計画的にということですが、例えばオリンピックの2020年は一つの基準点というか目標になると思うのです。大体目標として、この計画をいつごろに策定して、オリンピッ

クに向かってはどういう方向で進もうとされているのか。少し前申し上げましたけども、例えば国際的な大会のときに利用していただくキャンプ地です。こういうものもあわせていきますと、やはりオリンピックというのは一つの、そこに向かってという目標ができると思うのです。この構想の策定は大体いつごろまでにどうしようという目的、あるいは目標を持った計画でなければならないと思うのですが、その点、また後ほどお答えください。

女性就業率のことですけれども、定着率を高めていくという意識改革を図っていくということですが、それはもうずっと言われてきたことなのです。言われてきたけれど、なかなかそれが実践的に向上してこない理由はそこにあるかと思うのです、さらなる努力が必要であると。計画といっても実効性のあるものでないといけないと思うし、何としてもワーストワンだけは乗り切るというのですか、これをクリアするだけの強い意識を持ってやらないと、今、これに対してこうだという理屈を言ってる場合ではなくて、やはり結果を出すという意味で、より意識改革、あるいは定着率の向上が必要になると思いますので、さらなるご努力を期待申し上げたいと思います。このことに関しまして、そう強く思いますので、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。女性就業率ワーストワンをクリアすると、何とか上げていくんだという強い姿勢が望まれていると思うのです。ぜひともその方向へ向かってほしいと思います。

榎原公苑は、年次的なものがあれば、目標値を言ってください。

○吉田くらし創造部次長企画管理室長事務取扱 榎原公苑の整備の将来構想等々について
のお尋ねでございます。

繰り返し申すようですけれども、榎原公苑には大きな課題を抱えておりまして、施設そのものが老朽化しているということと、それからご指摘もありましたように、なかなか大きな大会が開催できないといったような制約がございます。

ただ一方、最近の状況を見ますと、体育館、陸上競技場、野球場でプロスポーツが盛んになってきました。有料にもかかわらず、大変多くの方に来ていただいているという状況でございます。

そういった状況も踏まえながら、これまでのあり方も踏まえた上で、それから委員から今ご指摘いただきましたように2020年のオリンピック、あるいはそのキャンプ地をどうするのかといったこと、そういったいろいろな要因があろうかと思っておりますので、そういったことも含めまして、繰り返しになるようですけれども、中長期的に整備のあり方について考えていきたいと思っております、具体的に何年に何ができるということではなく今

の検討状況でございます。以上でございます。

○安井委員　そういうことであれば、中長期的、迅速に進めていただきたいと思います。

課題としては、省力化していく、バリアフリー化していくといった、今の時代に即応したようなものでなくてはならないと思います。

しかもそういう機能を有すると同時に、野球場の前の駐車場はそんなに広くありません。一たび試合が始まると、非常に大きな人数で混雑しておりますので、あの前のところを少し整備してもらえたらとかねてから申し上げているところでございます。そこに選手たちが、一部は橿原公苑の中、宿泊できる施設も整備されてリニューアルされましたけれども、これ以外に、橿原という地域を見ましたときに、明日香地域でありますとか、あるいは橿原周辺の観光地が周囲に立地してしまっていて、あそこに簡易宿泊所、選手の合宿を兼ねた施設を建設して機能を高めていくと。オフシーズンはこういうことで、観光シーズンは観光に使えるような、簡易的な宿泊施設も必要ではないかと、非常に立地条件はいいところですので。そして、閑散なときには駐車場も十分そこで使えるような、そういう施設もあの中でできるのではないかと思うので、ぜひともあわせてご検討いただければと思います。

いずれにいたしましても、県民の健康の増進のためにとか、あるいはスポーツ競技力の向上のためにとか、大きな大義名分がありますので、それに向かって中長期的な構想を早くお示しいただいて早く整備していくということで、奈良県のスポーツ振興が一層図られるのではないかと思いますので、ぜひとも最大の努力をしていただければと思います。以上です。終わります。

○粒谷委員　1点だけお伺いしたいと思います。

産業廃棄物の処理施設の許可、あるいは増設、新設について県では要綱を定めております。要綱の中に地元同意が必要だということでございますけれども、この地元同意の必要性とはどういうことなのか、教えてください。

○西井廃棄物対策課長　産業廃棄物の中間処理を含む産業廃棄物処分業を行おうとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき県に許可申請を行い許可を受ける必要があります。許可要件が法令で定められております。

県は、法の目的や生活環境の保全を配慮する法の趣旨を受けて、産業廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、事業者の責務として、法に基づく許可申請の前に奈良県産業廃棄物処理指導要綱を定め、この要綱に基づき県へ

の事前協議を義務づけ、必要となる事項を定めております。

そして、その事前協議に必要な事項の一つとして、事業者に、地元調整対策として施設設置場所の自治会長や施設に隣接する土地所有者の同意書、また、その施設が設置されることに對し反対拒否する内容ではない市町村長の意見書を取得することを求めています。

これら地元同意書等の取得は、法手続に入る前に産業廃棄物処分業実施の確実性及び安定的な操業の可否を審査するために必要な事項と考えており、必要不可欠な手続と考えております。以上です。

○粒谷委員 地元の自治会の同意を求めるということですが、一つは事業者に対して地元には十分な説明と理解と協力を求めるということは、決して悪いとは言わないのです。悪いとは言わないのですけれども、今おっしゃったように法令を遵守して、事業者が許可申請をします。地元の自治会とすれば、理解はするけれども、自分が自治会長であって判を押すことについては非常に辛い立場だと。例えば私だったら自治会長として判を押せば、もし息子や孫の時代に、違法操業したとなったら、このおじいちゃんが判を押したからだという責任転嫁をされるわけです。それはあります。自治会長、あるいは自治会がそんな責任を負う、何の権限もないのになぜ負わなくてはならないのか。非常にお困りのところがございます。

例えばこの問題で事業者が全て法律をクリアして、自治会の会長から了解をいただかないと。そうした場合に、司法の場で不作為行為ということで闘った場合は、県は勝てますか。

○西井廃棄物対策課長 繰り返すにはなりますけれども、県といたしましては地元の同意書の取得というのは、法手続に入る前に産業廃棄物処分業実施の確実性とか安定的な操業の可否を審査するために必要な重要な事項、必要不可欠な手続と考えておりますので、訴訟のあった場合は争うことになろうかとは思いますが、その辺はわかりませんが、そう思います。その姿勢は貫くと。

○粒谷委員 それは司法の話ですから、勝てる、勝てないというのは、また別問題としても、今この同意ということについては、全国では過半数以上が同意をしていないです。同意を求めているのは近畿では奈良県だけです。ということは、時代の流れの中で、地元自治会にそれだけの負担をさせるということ自体が、県の行政として本来そうではないのではないかと思うのです。

過去にも、マンションの開発で地元は要綱に基づいて排水同意を下さい、あるいはま

た、地元の協議で同意をとりなさいということがありました。しかしながら、これは全て排水同意も違法行為だということで、現在そういうことになっていません。

事業者が法律の中で申請をしたならば、要綱で、法律の上にまだ網をかぶせるということは、本来あってはならないことです。違うでしょうか。

○樹田景観・環境局次長 先ほど廃棄物対策課長から答弁させていただきましたけれども、産廃の施設、あるいは処理業、これはこれまでも県内でいろいろな事案がございます。

具体的に申し上げますと、地元の住民、あるいは市町村、それからその議会、そういったところから県知事に対して、地元が同意しないものについては許可をしないでいただきたい、これは地元の気持ちです。

全国の例を見ますと、行政と争うほか、住民の皆さんが施設の建設、あるいは操業に対して差し止めの請求をする、そういった事案もあるのが現実です。

自治会の区長がとか、自治会がその責任をとらないといけないのかというご指摘のポイントは、確かにあろうかと思えます。そういう一面はありながら、産廃というのは、静脈産業と言われるわけですが、必要か必要でないかといったら、必ず必要な分野です。どうしても経済活動を支える重要な部分であります。

一方で、今申し上げましたように、それを安全、確実、継続して操業するには、個々のケースはございますけれども、いろいろな地元との問題が生じてきている、これは全国的にもございます。

そういった中で、廃棄物の許可、制限の解除というのは、法に基づいて知事が行う処分です。ですから、お述べのとおり、法の要件に従って知事が処分しなければならない、具体的には許可をしなければならないか不許可にしなければならないか、このならないという仕事になります。その中で、法律で大きく4つのポイントがございます。これは要件でございます。

法律は何を求めているかといいますと、1つは技術の基準です。そういう技術を持っているかどうかということ。2つ目が周辺環境への配慮ができておるかどうか。3つ目が申請者の能力。これは知識、技能と言われてはいますが、申請者の能力でございます。4つ目が、もろもろの要件がございますが、俗に言う欠格要件というものです。

そういう4つのポイントがありまして、県が処分をするに当たりまして着眼しておりますのが、この申請者の能力です。非常にいろいろな懸案がある中で、産廃の施設、処理業を許可するわけですから、県としてはいろいろな条件をクリアした上で、なおかつ申請者

の能力として、その事業が確実に安定して継続してできるかどうか、許可する以上はできなければならないと。

そういう意味で、いろいろな事案を照らしたときに、確かに地元の区長に業者が同意書を求める、区長は対業者との話になる、それはよく理解できます。ただ、県としては、地元の同意がない限りは確実、継続して安定的な操業が見込めないだろうという判断をしておりまして、このケースは同意書が要らない、このケースは同意は要る、そういう個々のケース判断をしてはいけないものと判断しておりまして、そういった意味で、今後も引き続き県が定めている要綱については遵守していきたい、県の職員が要綱どおりに仕事をするのは当然のことである、そのように思っていてやらせていただいているところです。

○粒谷委員 そうしますと、地元自治会長が今言われた4条件、技術があるかどうか、周辺の環境はどうか、あるいは能力があるかどうか、それから欠格要件、このようなものを自治会が判断できますか。これは県が判断するものではないですか。

それともう1点、全国で自治会長が同意をしろというところは、40%ぐらいです。ということは、なぜ全国で、全てのところが同意を求めるということにならないのですか。

○榊田景観・環境局次長 済みません、説明がちょっと不足していたようでございます。

4つの要件といたしますのは、知事が行政処分をする上での判断の基準、法律によって委ねられている基準でございまして、4つの中の一つに申請者の能力というものがあまして、その申請者の能力の判断要素として県が、知事が求める一つの要件として地元の同意、要するに地元との説明関係、あるいは同意関係というものを構築できているかどうか。なぜそれを見るかという、それがないと安定、継続、確実な産廃処分業が営まれることを見込めない、そういう判断を県がしているということです。

それと、他の自治体について、お述べのとおり、大体4割強が同意行政をやっています。経過まで至急調べろということで、この間からも勉強をさせているところですが、6割ほどが同意書ではなくて、委員お述べのように、地元の説明をし尽くしなさいと、説明はしなさいと。ただ、書面で同意書をとってこいということまでは改めているというのが現状です。

確かに6割の自治体が同意行政を撤廃しておるわけです。それについてどのような実態になっているのかについては少し調査もしたいと思っております。

ただ、奈良県におきましては、これまでの県内での経過、それとこれまでの地元住民から、ある意味の同意行政は重要だという声も届いているのは現実です。そういう面もござ

います。そういったことを踏まえて、継続して重視していきたいと考えております。

○粒谷委員 基本的に許可権者に権限があるのです。ということは、当然チェックする責任もあるのです。違法操業するかしらないかということは、自治会に、違法操業していても入る権限はないのです、県に権限があるのです。そうすると、許可権者が責任を負わないといけないわけです。違いますか。判を押した自治会長に責任を負わせるなんて、非常に酷な話です。そのお立場だったら、皆さんそうだと思うのです。

そういう意味で、同意が要るということは、事業者も地元に対してしっかりと説明責任しますから。地元にとっては、判を欲しいために一生懸命事業者がやられると、それはいいのだけれど。ただ一方では、法をクリアし全て100%やったとしても、自治会長はわかると、しかし判を押せないという状況の中にあつたときに、まともな事業者がもしあるとすれば、県も能力があると認めても県は許可をおろせないでしょう。

○榊田景観・環境局次長 要綱で定めているとおりでございまして、もう委員も十分わかっていただいていることだと思いますが、あえて繰り返して申し上げますと、事前協議という義務づけがありまして、そこで地元の事前調整対策を業者に義務づけておいて、このような分厚い、事前協議書を県に提出するときに、同意書を添付しなさいと、要件主義です。そういうことを求めておりますので、この事前協議を終えない限りは申請手続には入れない、これも要綱には書いていますので、そういうことでやっております。

ただ、もう一つ、先ほど地元の方の責任という言葉がありました。業者にも地元にも常々説明はしておりますが、許可をする、あるいは不許可をする責任、権限は全て県知事にございます。地元の皆さんには何の責任もございません。業者は法を守るというのは業者の義務であって、仮にそこから外れた場合には、当然是正の指導、あるいは最終的には取り消し、あるいは告発、こういう法律の枠組みは用意されているわけでございますので、同意書を押したから地元が責任をとるということはございません。

ただ、なぜ同意書を求めるかという、同意書というものを確認することによって、その事業がその場所において、その主体が安定、継続にできるであろうという判断を県がするがためのことであって、ここは業者の皆さんにも地元の皆さんにも理解をしていただいて、県にも協力してほしいということをお願いしております。以上です。

○粒谷委員 地元の自治会長が理解できないから、こういう質問をしているのです。

京都府は、今まで同意が必要だったのが不同意でいいという条例までつくりました。ご存じだと思うのです。どっちの味方とか、そういうことではないのです。法律をちゃんと

遵守してちゃんとやっている業者が、ただ自治会の同意がないと。当然、産廃業者が来るのを地元は歓迎していません。絶対売り込みしません。全ての法律をクリアし、能力があっても、だめだというのは、非常に矛盾を感じるのですけれども、私の考えもおかしいかもわからないので、奥田副知事、一度ご見解、よろしくお願いします。

○奥田副知事 これは奈良県が過去にも産業廃棄物の許可をめぐるいろいろな蓄積してきた手法でありまして、先ほどから景観・環境局次長なりが答弁しておりますとおり、県は、ほかの自治体で同意書を必要ないということを決定している地域が多くても、奈良県は一定この枠組みを守って、今後とも事業者を指導していきたいと考えております。

○粒谷委員 わかりました。県の姿勢が変わらなければ、それは県の行政姿勢ですから、それはそれでいいのですけれども、現実的に非常に困っておられる自治会長がいらっしやいます。自分がこの立場変われば全然問題ないのだと。けれど、道義的に判を押せないということで、非常に疑心暗鬼でお困りなのです。そういうこともよく気持ちとして理解していただいた中での結論であれば、それはそれとして了とします。ありがとうございます。

○池田委員 数点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず、くらし創造部についてです。

先ほど安井委員から、橿原公苑の整備についてご指摘、ご質問がございました。ハード面についての質問でございましたが、私からはソフト面について、1点だけ質問させていただきたいと思います。

言うまでもなく2020年、5年後に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。それを見据えまして、県内においても競技スポーツの強化について考えていく時期にあると思っております。もちろん県内からオリンピック選手、あるいは優秀な世界大会等でおさめた選手なども過去には、現在もそうですが、たくさんおりますけれども、やはりこの契機にぜひ県内からオリンピックに、パラリンピックに出場して、日本代表として活躍してくれる、そのことを県民として期待をしたい、また夢を見たいと、このように思っておりますが、この競技スポーツの強化策についてです。

とりわけトップアスリートを養成するために奈良県として今後どのように取り組んでいこうとされているのか、平成26年度の取り組み、それからオリンピック・パラリンピックに向けての今後の取り組みについてお答えいただきたいと思います。

○村上スポーツ振興課長 オリンピック・パラリンピックに向けた競技力の向上の取り組みについてご説明申し上げます。

委員ご指摘のように、2020年に開かれます東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本県スポーツ振興の面からもこの機会を捉えてアスリートの育成などに取り組んでいきたいと考えているところです。

本年の取り組みですが、陸上競技とテニス競技につきまして、将来有望な中学生、高校生を対象といたしまして、12月23日から26日までの間、日本代表が利用いたします国の施設でございますナショナルトレーニングセンターへ30名を派遣いたしまして、すぐれたトレーニング環境のもとで優秀な指導者によるトレーニングや研修を受けてもらう、受講してもらうような計画をいたしております。

また、一昨日に、10月17日榎原公苑陸上競技場におきまして400メートルリレーフェスティバルというイベントを開催いたしました。この中で、100メートル、200メートルの、現日本記録保持者でおられます福島千里選手であったりとか、日本陸上競技の短距離を代表する選手に来ていただいて競技についてのご説明をいただいたり、デモンストレーションで走っていただいたりということをやりまして、トップアスリートを間近にごらんいただいたということもやっております。それによりまして、将来アスリートを目指す子どもたちがますます意欲をかき立てられればと考えているところです。

また一方、パラリンピックについては、競技の種類が多かったり、障害の種別によっていろいろ競技の種別が非常に多いものですから、それを目指す選手の発掘を図るというような事業も今年度やらせていただいているところです。9月21日に、これも榎原公苑陸上競技場におきまして、ロンドンパラリンピックの代表選手らを招きまして実演いただいたり、タレント発掘イベントを開催いたしました。ここには29名の方に参加いただいたところです。

12月には、水泳競技について同じような発掘イベントをスイムピア奈良で開催する予定をしているところです。以上です。

○和田委員長 平成26年度の、取り組みの状況。

○村上スポーツ振興課長 平成26年の時点では、一般的な競技力向上ということで、特段オリンピックに向けてという形ではしておりませんでした。具体的には、体育協会を通じた各競技力の向上という形での事業を行っていたところです。

○池田委員 平成26年度決算ですから、平成26年度についての取り組みと今後ということでお尋ねしたわけですが、平成26年度に比べて、いよいよ奈良県においても平成27年度、先ほどご答弁のあった内容について、かなり積極的にといたしますか、幅広く動き

出したという印象を受けました。

特にこれからの競技スポーツを担っていく若いアスリートといいますか競技者をナショナルトレーニングセンターへということ、これは非常に大きな経験になるだろうと思います。指導者の方も一緒に行かれるということですから、競技をする選抜の選手はもちろんのこと、指導者においても非常にスキルアップといいますか、学ぶ機会、学ぶものが多いのではないかと考えております。本当になかなか入れない場所ということで伺っておりますので、ぜひこの機会を有効に今後に活かしていただくことと、もちろんオリンピックがゴールではありませんので、一つのきっかけとして今後、2020年以後も奈良県からそういった国際大会、オリンピック等で活躍できる選手を引き続き育てていく、こういった奈良県であってほしいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

奈良県においては、誰もがいつでも楽しめるスポーツの推進ということで、生涯スポーツはもちろん取り組んでいただいておりますし、今回取り上げました競技スポーツの強化、こういったことについても今後、奈良県として力を入れていこうということですので、楽しむスポーツと、夢に向かって頑張るスポーツと、両面においてスポーツの振興、発展に向けて取り組んでいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、産業・雇用振興部に数点質問させていただきたいと思います。

平成26年度の決算資料を見させていただきました。産業・雇用振興部所管の雇用政策費及び産業振興費の予算現額に対する執行率がそれぞれ、産業政策費においては65.9%の執行率、これは対前年度比11.3%のダウン、産業振興費においては71.1%の執行率、これは対前年度比6.4%のダウンとなっております。大変低い執行率になっているわけです。

奈良県においては、産業興しということで、知事を先頭に奈良県の経済活性化、雇用促進に鋭意取り組んでいただいておりますけれども、この執行率の低さはどうしてなんだろうと決算資料を見て感じたところです。

また、執行残のうち翌年度の繰越額においては、雇用政策費においては約2億200万円、産業振興費においては約12億830万円です。不用額においては雇用政策費が6億4,190万円、産業振興費が5億1,670万円と、それぞれなっております。

せっかく計上され県議会で議決された予算であるにもかかわらず、なぜこのような結果に終わったのか、その内容について、お答えいただきたいと思います。

○石井産業・雇用振興部次長企画管理室長事務取扱 本県におきまして雇用政策というのは、働く人々を応援するために積極的に新しい制度を導入すること、それと離職者の方々には円滑な再就職につながるよう、手厚く十分に職業訓練の事業規模を想定しながら事業を行うこと、このような考え方をもとに予算計上をいたしまして執行に努めてまいりました。

ただし、結果といたしまして、第7款雇用政策費におきましては6億4,100万円余の不用額が出ておるところです。

その主な理由といたしまして、まず第1番は、平成26年度新規事業の育児休業取得促進事業です。先ほど雇用労政課長が藤野委員のご質問にお答えいたしましたとおり、積極的な周知を図ったところではございますが、制度を利用していただきました事業所が26事業所にとどまったということが一番の要因です。

2つ目は、緊急雇用創出対策事業市町村補助金です。これは予算計上時に市町村からヒアリングをさせていただきまして、そのことを踏まえまして、市町村からの要望にお応えできますように必要となります事業費を予算化してまいりました。結果といたしまして、市町村からの最終的な補助金申請が要望時より少なかったことによるものです。

3つ目ですが、国からの委託事業の離職者等職業訓練委託事業です。これは国から示されております事業計画に基づきまして、十分なセーフティーネットとして予算計上したものですけれども、雇用情勢の改善などがございまして、訓練生の就職等により訓練途中で退校が生じたということです。

次に、産業政策につきましては、本県の経済構造改革を目指しまして、産業興しを初めといたします積極的な事業展開を進めるという考え方にに基づきまして、予算計上をいたしまして執行に努めてまいりました。先ほどと同様、結果といたしまして、第9款産業振興費におきまして5億1,600万円余の不用額が生じております。

その主な理由といたしましては、第1に、奈良の宿泊力強化事業です。これはホテルを核とするにぎわいと交流の拠点整備を推進するため、旧奈良警察署の除却工事、それから県営プール跡地の地盤調査、埋蔵文化財発掘調査などを進めておりましたが、これらの工程を見直したことによるもののほか、中南和振興のための産業集積地形成事業におきまして、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺を産業集積地とする事業用地の造成に向けた用地測量、それから補償調査等を実施するための入札を行った結果の執行残が生じたものです。

2つ目といたしまして、制度融資に係ります利子補給金、それから保証料補給金です。県内の中小企業の資金需要に的確に対応するため、過去の資金需要等を踏まえまして融資枠を想定し予算化をしておりました。しかしながら、民間金融機関におきます金利低下の影響等によりまして新規の利用が少なかったこと、それから過去の貸し付け分についても低金利の民間資金への借りが進んだことなどによるものです。

全体といたしまして不用額が生じている原因を整理いたしますと、予算時には予見しがたい事情の変更があったもの、それから予算上の見積もりや想定が結果として実情とずれが生じたということのもの、また、予算の経済的、効率的な執行や経費の節減によるものなどがございます。

今後は産業・雇用振興部といたしましても事業を効率的に実施し、歳出予算の有効活用を図る観点から、不用額が生じた個々の原因分析を行うとともに、一層の事業の計画的かつ着実な事業進捗を図りまして、予算の執行をよりの確に行ってまいりたいと思います。以上です。

○池田委員 決算委員会に監査委員がおられたら監査委員の見解も聞きたいのですが、事務局長はお答えされるべき立場にないのですか。何かあれば。

○山菅監査委員事務局長 産業振興費並びに雇用政策費の執行に当たっては、今、所管の次長から説明があったとおりでと思います。それぞれ予算要求に際しましては、最新の情報収集等をした中でいろいろな見積もりに努めておられると思いますけれども、結果としてこういうことが生じることもあると。極力少なくしていただくように努めていただきたいと、監査委員事務局として思います。以上です。

○池田委員 この雇用政策費や産業振興費における予算現額に対する執行率の低さ、奈良県が力を入れている分野だけに、この決算書を見た限りでは非常に残念だと第一印象は思いました。繰越額につきましては、平成27年度に執行されますので、詳細についてはお尋ねしませんでしたけれども、いろいろな理由はあるのできっちりとはいかないとは思いますが、ぜひ年度内執行に努めていただきたいと思います。

またあわせて、先ほどご答弁のありました不用額についても、理由はそれぞれあるだろうと思います。予見しがたいものだったということですが、今、監査委員事務局長からもご答弁ありましたように余りよくない話なので、そういう意味では、繰り返しになりますけれども、不用額を極力抑えていただくということが、産業・雇用振興部だけではなくて、初日に、意見として、要望として申し上げたとおりで、全ての部局に対してお願いをした

いわけです。奈良市議会におりましたので、基礎自治体の議会出身ですと、これだけ多くの不用額というのは、どうなっているのかというふうになるのです。こちらにも地方議会、基礎自治体出身の議員がおられますけれどもそういった視点で質問をさせていただいたところでは。

もしこの不用額を、なかなか予見はしづらいということでもありますけれども、同じ産業・雇用の分野で、例えばこの後質問させていただきますが、リーディング分野とかチャレンジ分野への投資でありますとか、あるいはいまだに不況にあえぐ中小・小規模事業者への支援でありますとか、あるいは若者、女性、高齢者、障害を持たれた方の就労支援に回すことができたならば、非常に有効に使えたのかもしれませんが。あるいはそれ以外の部局において、県の財源という観点から見れば、もっとほかに必要な、足りない施策とか事業に充てることもできただろうと思います。これは産業・雇用振興部だけを責めるつもりはないのですけれども、そういった考えでもって今後の予算策定と執行に当たっては十分留意をしていただきたい、このことをお願いしておきたいと思っております。

次に、リーディング3分野、それからチャレンジ6分野における具体的な取り組み状況についてご説明いただきたいと思います。

○前阪産業政策課長 産業興しの取り組み状況についてご説明させていただきます。

産業興しにおきましては、9つの産業分野にターゲットを絞りまして、各分野ごとにリーダーを定めまして、関連するデータをもとに現状と課題を洗い出してまいりました。

その結果、域外交易力の強化、域内経済循環力の強化、一貫した産業組織の構築、それらを図ることが産業興しに有効であることがわかってまいりましたので、現在、それぞれの観点から部局横断でさまざまな取り組みを展開しておりますところでは。

その中から、産業・雇用振興部が所管しております生活関連製造業、小売業、漢方の3つの分野に関連する取り組み状況についてお答えさせていただきます。

まず、食料品、繊維、プラスチック分野の製造業、産業興しでは生活関連製造業と呼んでおりますけれども、この分野におきましては、域外交易力を高めるため海外展開を促進することが共通した重要な課題であると考えております。このため、さまざまな海外展開支援策を実施しておりますところでは。

例えばこれまで米国での国際見本市への共同出展を支援してまいりましたが、本年度からは海外見本市への単独出展であるとか、現地でのマーケティング調査に対する支援も始めたところでは。県内企業の反応もよく、有力なバイヤーが多数集まる海外の見本市でビ

ビジネスチャンスをつかもうとする酒造メーカーであるとかプラスチックメーカー、また、現地での本格展開を見据えマーケティング調査に取り組もうとする食品メーカー等から応募がございまして、ご活用いただく予定をしております。

今後とも海外展開促進に向けた必要な施策を実施して、県内企業の海外展開を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、小売業でございますけれども、県内でのお金の循環を高めることが重要な課題であると考えておりまして、県内消費の喚起と小売業の強化という両面から施策を展開しております。

県内消費の喚起では、昨年度に引き続いてプレミアム商品券を発行しております。平成27年度は南部、東部地域限定の商品券を発行するとともに、店舗負担率を引き下げるなど、工夫を凝らしつつ約48億円の商品券を発行し、県民の皆様からもご好評を得ておるところでございます。

小売業の強化といたしましては、ICTを活用した商店街活性化の実証実験を生駒市内で、また、空き店舗を活用して起業するモデル事業を御所市や吉野町で着手するなど、さまざまな取り組みを進めております。

県内消費を増加させ、県内でお金が循環するよう、引き続きさまざまな施策を展開してまいり所存でございます。

最後に漢方ですけれども、漢方につきましては、原料となる薬用作物の生産から漢方関連の新たな商品、サービス等の創出まで一貫した取り組みにより6次産業化を図ることが重要な課題だと考えております。このため、生薬の供給拡大、漢方薬の製造、漢方薬の研究臨床、漢方の普及という4つのステージごとに漢方のメッカ推進プロジェクトとしてさまざまな取り組みを進めております。

今年度は新たな漢方関連商品やビジネスモデルの創出を目指しまして、事業者、大学、研究機関等から成ります漢方のメッカ推進協議会を7月に立ち上げるなど、事業化の推進に取り組んでおるところです。今後も積極的にプロジェクトを推進してまいり所存です。

また他の、産業・雇用振興部以外の所管の分野におきましても同様に、各分野ごとの課題に応じて具体的な取り組みを進めているところでして、引き続き関連指標の現状とかトレンドに関するデータ分析を行いつつ、より効果的な施策を実施してまいり所存です。以上です。

○池田委員 しっかりとこの産業興し、頑張ってくださいと思います。今、ご説明、

ご答弁のありましたこと全てしっかりと上向きに進めていくということが、県内の産業なり消費拡大等々、大変重要な部分ですので、県内の経済活性化に向けてさらなる強化、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、県内消費について質問させていただきたいと思います。

今、ご答弁の中でも出ておりましたプレミアム商品券についてでございます。

プレミアム商品券の発行による経済効果というのが、平成26年度で、発行されてどれぐらいあったのでしょうか。また、前回、平成23年度と比べて、その経済効果はどのように変化をしたのか、このあたりについてまずお聞きしたいと思います。

○村上産業・雇用振興部理事産業振興総合センター所長事務取扱（公財）奈良県地域産業振興センター専務理事 せんとくんプレミアム商品券につきましては、アンケートによる経済波及効果を測定いたしました。平成26年度では消費拡大効果としましては11億6,700万円の効果があったと見ております。このアンケートの内訳としましては、商品券があったから多目、高目に消費した金額を消費喚起額と算定し、商品券がなければ他府県で消費したと考えられる金額を消費流出抑制額と算定いたしまして、その足し込んだものが11億6,700万円ということで、一定の経済効果はあったものと考えております。

平成23年度につきましては、多分同じような率だと思いますけれども、詳細を確認しまして後ほど、時間内か、もしくは時間後にご報告申し上げます。

○池田委員 平成26年度、約11億7,000万の消費拡大効果があったということですので。

この金額が多いのか少ないのかというのは客観的に比べてみないと、また前回と比べてどうなのかということを見てみないと何とも言えないわけですが、今後しっかりとこの効果といいますか成果というものを部内でも検証していただきながら今後につなげていただきたいと。平成27年度につきましても現在やっておりますので、このあたりについても工夫をされていると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

このプレミアム商品券の使用に当たって、もちろん消費拡大額も大変重要なファクターですけれども、それ以上に大事なのが、大規模な小売店舗と、地元の小規模の個人店であるとか商店であるとか、いわゆる地元のお店との消費割合はどれぐらいだったのか。地元の小売業、店舗に多く恩恵が行くようにできればなと願っているわけでございますし、逆に言えば、大規模な店舗に多く流れてしまいますと、本社が東京であったり大阪であった

りするわけですから、税金という部分でも奈良県にはお金は回ってこないということにもなります。消費者はそれなりに自分の買い求めたいものを県内で消費をすると、あるいは先ほどご答弁があったように多目に高目に消費をするということですから、これはこれで消費者にとってはいいのだろうと思いますし、いい取り組みであるとは思いますが、地元で商売をする小規模事業者、中小企業にとっては、この結果、内容によっては余りよくないと。よくないといえますか、それが心配だということ。せっかくやっていたいでいるのにどうなのだというところがいささか気になることです。

そこで、今申しました大規模小売店舗に使われた割合と、地元の小規模な小売店舗に使われた割合は、どれぐらいか、お示しいただきたいと思います。

○村上産業・雇用振興部理事産業振興総合センター所長事務取扱（公財）奈良県地域産業振興センター専務理事 まず、先ほどの平成23年度の、経済波及、消費拡大の効果につきましては13億7,000万円と試算いたしております。

そして、2問目の大規模小売店舗とその他の小規模小売店舗との利用の状況ということについて答弁させていただきます。

店舗形態別の実績につきましては、百貨店、スーパー、家電量販店、ホームセンターなど、いわゆる大規模小売店舗についての平成26年度の利用実績につきましては92.1%という割合になってございます。参考までに申し上げますと、平成23年度も90%でございまして、約9割が大規模店で利用されておると。

しかしながら、その大規模店の中には県内のみ運営している会社もございます。

そこで、個人商店など中小小売店舗で利用促進を図っていくため、県では奈良県プレミアム商品券利用促進支援事業を実施しているところです。これにつきましては、消費者の購買意欲を喚起し、地域商業、地域経済の活性化を図るため、県や市町村の発行するプレミアム商品券の利用促進とあわせまして、地域における小規模店舗を中心とする商店街への集客向上や消費喚起する事業を現在支援しているところです。

現在5カ所が採択済みでして、奈良市内でも2カ所調整中という状況です。

より多くの地域で工夫を凝らして取り組みを支援してまいりたいと考えております。以上です。

○池田委員 予想以上に大規模店舗、もちろん県内に本社がある企業も含めて、比較的大規模な店舗ということのくくりでございしますが、90%以上、9割以上がそちらへ流れているということです。

先ほど申しましたように、消費者にとっては恐らく大規模店舗小売店のほうが品ぞろえもいいし、それから価格も安いしということで魅力を感じて、また、広告宣伝力も資本力もありますので、そういう意味では、どうしても消費者はそっちに目が向いて、そちらのほうで多く消費をされると。これはプレミアム商品券にかかわらず、そういった傾向にあるだろうと思います。

一方で、地元の商店ですとか、小売店、小規模なお店については、どうしても大規模小売店舗に比べて、品ぞろえ、価格の面でなかなか対抗できないと、苦戦が続いているというのが県内の実態ではないかと。また、あわせて、長期に及ぶ不況の影響で、苦戦を強いられて、その苦境から抜け出せない状況が続いていると感じております。当然のことながら、生きていけないといけないし、勝ち抜いていけないといけないので、地元の小売店においては、いろいろ知恵を絞られて、創意工夫をして、大規模小売店にはない、サービスであったりとか、そういった付加価値をつけて懸命に頑張っておられる経営者の方もたくさん存じ上げております。

これは県もそうですし、市町村もそうかもわかりませんが、県が率先して地元の小売店舗、地元で頑張る中小、小規模事業者に対して手を差し伸べていく、そういった施策、事業でもって、何もお金をばらまけと言ってるわけではなく、支援をしていくことによって、大規模小売店舗に流れる消費者を地元の小売店舗に誘導というか、目を向けてもらう。あるいは県外へ行くのを県内の小規模小売店舗、地元で頑張る企業、商店に目を向けていただくことにつながるのではないかと。そういった仕組みをつくっていただきたいと願っております。これは、今言ったところで、答えはすぐに出ないだろうと思いますが、これについては、ぜひ総括で、知事にそのあたりのご見解と伺いますか、思いをお聞きしたいと思っております。

やはり地元のお店に、しっかり頑張ってもらっていただいて、もうけた分を地元で使っていただいて、税金も納めていただくという、いわゆるお金の循環といった仕組みをつくらなければ、本当の意味での、先ほどからご説明あって、今力を入れていただいている産業おこしの成功にもつながらないのではないかと考えております。消費税の増税がいよいよ近づいてまいりますので、待ったなしだと思います。ぜひ平成27年度、今もう半ば過ぎましたけれども、あるいは平成28年度の予算に向けて、このあたりもぜひ施策、事業としてご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、プレミアム商品券については、先ほども説明ありましたように、平成23年度、

平成26年度は、たしか店舗の負担金の割合が5%だったのです。これを平成27年度は2%に下げてくださいました。これは非常にありがたいと思っておりますけれども、地元のご商売されている方に聞きますと、2%でも負担が大きいと、なくなるのだろうかとか、もっと、参加しやすくなるのにといいお声もいただいております。全国的に見て、店舗負担を一定割合取らないといけないのだったら、いたし方ないとは思いますが、例えば、これは知事にぜひ申し上げたいと思っていたのですが、例えば地元の小売店舗に対しては参加料といいますか、店舗の負担はなしにすると。大規模小売業については、今2%に引き下げてくださいましたけれども、これを例えば5%に上げていくとか、そういったことでバランスがとれないのかと。そういった区別をすることがいいのか悪いのか、議論の分かれるところだと思いますけれども、先ほどご答弁のありましたプレミアム商品券の発行実績、使用実績を見ましても、大規模小売店舗に9割以上が流れていると。地元には10%に満たないという現状を考えますと、そういった思い切った取り組みも必要ではないかと思っておりますので、このあたりも知事に対してまた申し上げたいと思っておりますが、ぜひご検討いただければと思っております。

最後に、中小、小規模事業者への支援、制度融資についてお尋ねしたいと思っております。

現在制度融資の、いろいろなメニューを用意していただいておりますが、先ほどもありましたように、不用でとか、これは金融機関との関係もあろうかと思っておりますけれども、その都度ブラッシュアップといいますか、使いやすいような制度融資の見直しを一定図っていただいたりもしておりますが、現状こういった県内の状況を見た中で、今後使いやすいように、また、地元の中小企業、それから小規模事業者に使いやすいような、また、助けになるような制度融資にぜひしていただきたいと思っております。このあたりについては、要望にかえさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きその都度、状況に応じて見直し等、進めていただければと思っております。

また、雇用拡大についてもぜひ引き続き力を入れていただきたいと思っております。別の機会に質問なり、意見を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○和田委員長 ここで10分の休憩をとりたいと思っております。10分後の15時20分から再開をいたします。

15 : 11分 休憩

15 : 22分 再開

○和田委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

○田中委員 先ほどちょっと話題として出ましたので、漢方、薬草関連でお尋ねをいたします。

宇陀地域では、新しくお進めいただいて、薬草の栽培を始める方が何人もおいででございます。そして、ぼちぼちいいものができてきたという感じに農家の方は思っておられるのですけれども、自分自身で販売について自信がないといえますか、どこへどういうふう売り込んだらいいのかよくわからないという方がほとんどでございます。以前からその販売について県のご指導をいただきたいというお話を再々伺っております。農林の方ですとか、製薬ということで、そらちの関係の方にお話を申し上げていたのですけれども、販売のことについては、きょうの委員会のご担当になりますということもございましたので、販売促進については、先ほど推進協議会をつくって云々ということをおっしゃっていただきましたが、もう少し販路並びにブランド化ということについてご説明をいただければありがたいと思います。

○和田委員長 発言、質問通告がたくさん届いております。委員の皆さん、そして理事者の皆さんに求めたいと思います。質問及び理事者答弁を簡潔によろしくお願いします。ご協力よろしく頼みます。

○橋本知事公室審議官産業・雇用振興部次長 薬用作物の農家が栽培したものについての販売する先の確保についてというご質問で答弁させていただきます。

薬用作物は、一般野菜とは違いまして、一般的な取引市場がないということで、製薬メーカー等との契約栽培が主流になっております。この状況を踏まえまして、県のプロジェクトでは、栽培者、つまり川上と言っていますけれども、川上の栽培者と川下の製薬メーカーとのマッチングを行っています。2年前には県内製薬、または化粧品メーカーに県産生薬、薬草のニーズ調査をしまして、個体調査の内容からいいましたら、キハダとかシャクヤクについては興味があるということも承っております。また、先ほど田中委員から触れていただきましたけれども、奈良県漢方のメッカ推進協議会ということで、これは平成27年7月1日に設置いたしました。今まで県に対して個々ばらばら、つまり栽培者とか、製薬メーカーの方がばらばらにいろいろ相談に来ているのですけれども、その来ていただいている方をまとめまして、漢方の事業化を図るために、今申し上げました薬草の栽培者とか、製薬、食品メーカー、または大学とか、県の研究機関で構成するメンバーで推進協議会を立ち上げました。まさに委員がお述べのように、販売先の確保につきましては、漢方

のメッカ推進協議会の中で我々が消費者機能を発揮いたしまして、川下ではこういう生薬が必要だと、または、つくっているほうはこういうものがつくれるのだけれども、どうだというところをマッチングしながら、販売先の確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○田中委員 よろしく願いしておきます。

次に、先ほど議論が行われておりました環境の問題についてお尋ねします。

私は、議会の中からのメンバーとして環境審議会へ入れさせていただいております。今言ってしまうといいのかどうかは明確ではないので、あえて質問するような形でお尋ねをするのですが、最近の環境審議会に付された中で、大きな2つのテーマがあったかと思うのです。一つは、インターネットで議事録が公開されていると思いますので、この問題とこの問題だという程度のことは言ってもいいかと思うのです。一つは、高取町から吉野町へ越えた左側に大きな採石場があります。その採石場のことにかかわって環境審議会に1つ諮問がありました。それから、もう一つは、五條市北宇智の工業団地の真裏といえますか、逆に言いますと、御所市重阪の最終処分地についての諮問がありました。これらの内容の中で、この委員会でどの程度の規模のものであるということについての説明なり、報告というか、お話しいただける部分、オーケーであれば、どういうものが諮問されたかについてご説明を願いたいと思います。

○榊田景観・環境局次長 事業の規模、面積、容量等だと思いますが、今捜しますので、後から、済みません。

○田中委員 いずれも現状の施設を大規模化する、面積等を約2倍にするような話であったかと思うのです。事業計画をこれから50年先まで事業を継続できるような、そういうことを審議会にアセスメントとして提案されてきたということであったと思います。また、もう少し概要はご説明いただけるとは思うのですが、これらの課題を審議委員の一人としてお伺いしたときに、非常に難しい、それこそ個々の判断だけで、事業者としてお考えいただいていることに問題がなければ、オーケーですという答えにつながっていくのですが、非常に大きなテーマであるように思うわけです。あえて決算委員会の場で今こういう環境審議会への諮問が行われているということをご理解いただくためにご質問させていただいたということです。ご説明いただけますか。

○和田委員長 できますか。

○田中委員 まだできませんか。

○**榎田景観・環境局次長** 済みません、環境審議会で、委員お尋ねの分は何かといいますと、環境影響評価条例に基づく、通称アセスといわれる事業の認可、あるいは許可の前に、法体系といたしましては、事業者みずからが行う手続というものです。先ほどのご質問は、アセスそのもののご質問というよりは、どのような事業計画なのかということだと思えます。1点が、御所市と五條市の境に重阪というところがあるのですが、そこで廃棄物の最終処分場、管理型の処分場がございます。その管理型の処分場の拡大計画でございまして、アセス条例上は、3ヘクタールを超える事業をやる場合は、許可申請をする前に、みずからアセスをなささいということになっております。規模ですけれども、現在の許可面積が約7ヘクタールでございます。それがこの事業が拡大されますと約13ヘクタールほどになります。約2倍弱の面積です。

それと、吉野町から御所市に入ってきたところの採石場も規模の拡大でして、申し上げます。現在やっておる採石場を拡張した後に約40ヘクタールほどになる見込みで業者が計画しておるものです。現状の計画面積は、今手元にございませんで、申しわけございません。このような事業の拡大を事業者が計画するに当たって、関係の採石の法律、あるいは廃棄物の法律がありまして、その手続、採石の場合、認可といいます。それから、廃棄物の場合は許可ですが、その申請手続をする前のみずからの調査事業として義務づけられておる事業に対してのものです。

○**田中委員** 現場も見学会を開いていただきましたので、拝見してまいりました。事業としては精いっぱいのことをなさっておられるんだろうと思えますし、それについて特段のことをこの場でとやかく言うつもりはもちろんございません。なぜこのことを今皆さんと一緒に聞いていただいたかといいますと、先ほどの質問の中で、粒谷委員から地元同意についての話がございました。宇陀市も山間部でございますので、産業廃棄物の処分場が幾つか発生しております。先ほどのご説明の中にも、事業がきちっと継続して運営される会社かどうかということも申請のときの対象になるというお話もありました。宇陀市にあります廃棄物の最終処分場の一つに、事業者の運営が立ち行かなくなってしまった場所もございます。その対応については、担当の方が一生懸命地元の方々と話し合い、また、市との関係においてご協力いただいておりますので、県はけしからんと言うつもりは全くないのですけれども、実はそういう形で、既存の産廃処分場については、まだまだこれからも問題が発生してくるだろうと思えます。

については、個人的な意見ですけれども、地元の同意はもう要らない時代に来たのではな

いかというご意見だったのですが、今までからの経験からすると、やはり申請時には地元同意の書類も添付してもらうことが大切なのではないかということをあえて申し上げたいと思っております。それは私の意見としてお聞き取りいただいたら、それで結構でございます。

環境についての質問は以上で終わらせていただきます。

最後に、通学の安全確保ですけれども、以前も、決算委員会ではなかったのですが、ある委員会で、もう何年も前ですが、通学の安全について、宇陀市ですと自転車通学で学校に行かれる方が大勢おられます。道路交通法の改正により、自転車は車道を走らなければならないとお決めいただいているので、それはもちろん原則的にはそれで、法としての運営のあり方をどうこう申し上げるつもりはないのですが、車道を自転車によって通学していると、後ろから猛スピードの車が、自転車のスピードと車のスピードは当然違いますから、追い越されていくということにつながります。危なくてしょうがない。歩道を自転車で通学することを認めてほしいという地元の宇陀市のほうの保護者の方からのお話もあって、県警と、それから宇陀市の教育委員会と話し合いをしていただいたかと思えます。宇陀市内においてといいますか、一中学校の生徒さんに対して、自転車で通学するとき、歩道を走ってもよろしいということをお認めましょうとお決めいただいたと伺いました。それをもう一度確認したいと思って質問をさせていただきます。ご見解はいかがでしょうか。

○大森交通部長 自転車の通行の関係でございますが、基本的に自転車は車道を通行するというのが道路交通法で定まっております、例外規定が、これも道路交通法で3つ定まっております。1つは、公安委員会の規制等で歩道通行可の標識がある場合、それから、運転者が13歳未満の児童、幼児、70歳以上の高齢者である場合、それから、もう一つが車道等の状況を見まして、やむを得ない場合、これは運転者の判断でされるわけですが、その3つの場合についてのみ歩道は通行できますということになっております。通学で自転車を使われる場合で、その間に歩道がある場合、当然公安委員会の規制で歩道通行可の規制があれば、自転車で歩道を通行していただけますけれども、その規制がなされていない場合は、原則としてやはり車道の左側を通っていただく。ただ、その場合でも、今申し上げましたように、3つ目の原則がございまして、車両が通勤時間帯で後ろから来て非常に危ないというような状況であれば、緊急避難的にその危ない部分だけ歩道を通っていただくこともできます。ただ、その場合は、歩行者に十分注意をしていただいて、場合によっては徐行とか、停止をしていただくという走行方法になりますけれども、そうい

う形で走行していただくことは可能です。以上です。

○田中委員 ご配慮いただけると伺っておりますので、これは、標識もしくは13歳未満という、もしくはの話ですね。中学生でございますので、年齢的にも超えることになろうかと思っておりますので、やはり堂々と云ったら変ですけども、安全を確保しながら走るともやむを得ないということもあわせてですけども、安心して云ったら変ですが、全然知らないパトカーが歩道を走っているときにとめたということになってはやはりまずいと思いますから、できるだけ標識の整備を、もう話し合いは成立したと伺っておりますので、あとは環境整備をどうするかということだと思っておりますから、標識についての環境も整えてくださるようお願いしまして、質問を終わります。以上です。

○太田委員 部局ごとに質問をさせていただきたいと思っております。

まず、くらし創造部と景観・環境局にかかわる部分で3つまとめて質問をさせていただきます。

まず、1点目は、アスベストの問題です。数年前にも大きな社会問題になったアスベストの被害ですけども、今なお全国的にアスベストが原因と見られる健康被害というのは拡大していると思っております。その多くは発症までの潜伏期間が長くて、また、高度成長期に建設されたビルなど、住民に身近なところにこの石綿というのは存在をしております。そのため、今後、数十年間にわたってさらにこの被害が拡大していくことが予測されておまして、県としても一層の取り組みが必要だと思っております。この点について、県としてのお考えをお伺いしたいと思っております。

そして、2点目ですけども、浄化槽の設置の問題についての質問です。現在河川等の汚濁原因が大体80%は家庭から未処理で流される、台所あるいは風呂場などの生活排水、このように言われているということです。早期の生活排水対策の推進を図るために、環境整備という観点から、本県として各県下市町村に浄化槽設置事業が行われているということですけども、その状況についてお伺いしたいと思っております。

3点目は、水質検査についてです。県が実施している水質検査の状況、また、外部からの依頼により実施している水質検査の状況について伺いたいと思っております。

○柳原環境政策課長 アスベスト対策、浄化槽整備、水質検査の3点についてお答えさせていただきます。

アスベスト対策につきましては、大気中のアスベスト濃度調査を昭和60年より実施しており、現在は景観・環境総合センターが大和高田市の商業地域、大和郡山市の工業地域、

天理市、斑鳩町、王寺町の住宅地域の計5カ所において年4回実施しております。大気汚染防止法で定められている基準値は、大気中の濃度が1リットル中10本以下であり、平成26年度の県内の測定結果は、1リットル中0.056本から0.16本の範囲となっており、これは基準値より相当低い濃度であり、人体への影響がない結果となっております。

また、大気汚染防止法で届け出が義務づけられております建物等のアスベスト撤去作業には、労働基準監督署と景観・環境総合センターが共同で立入調査を実施しており、平成26年度には77カ所を立入検査し、適切に処理されていることを確認しております。

さらに、アスベスト廃棄物の主な排出場所である建築物の解体工事現場について、建設リサイクル法により届け出のあった全ての現場を民間委託のパトロールにより確認しております。このパトロールにより、疑義がある場合、景観・環境総合センター職員及び県土木事務所職員が現場に立ち入り、必要な指導等を行っているところです。平成26年度には1,544カ所の現場をパトロールし、38カ所の現場立ち入り、指導等を実施いたしました。

今後も引き続きアスベスト濃度調査を実施し、県ホームページで情報提供いたしますとともに、解体工事等においても適切な処理を行うよう関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、浄化槽についてですが、合併浄化槽につきましては、し尿に加え、生活雑排水もあわせて処理することができる汚水処理施設であり、下水道事業が及ばない地域において、管渠を必要とせず、短期間かつ費用も少なく設置できることから、経済的かつ効率的な汚水処理システムとして、その整備促進が重要であると認識しております。

合併浄化槽設置に要する費用につきましては、環境省の交付金を受けて実施する市町村に対しまして、別途事業費の一部を県も補助しており、合併浄化槽整備の一層の促進を図っているところです。平成26年度におきましては、19の市町村に対しまして、補助金4,041万9,000円を交付し、287基の合併浄化槽を新たに整備いたしました。本事業を開始いたしました昭和63年度以降、約1万1,000基の合併浄化槽が補助整備されてきたところです。

合併浄化槽の整備につきましては、市町村が主体となって促進いただいておりますが、県といたしましても、市町村と共同して積極的に啓発を行うなど、取り組みが進むよう支援してまいりたいと考えております。

3点目、水質検査ですが、県が実施しております水質検査の状況といたしまして、水質汚濁防止法に基づきまして、河川、ダムでの常時監視を県内91カ所で実施しており、これまで人体に影響を及ぼすような数値は検出されておられません。事業所からの排水につきましては、1日当たりの平均排水量が50立方メートル以上及び有害物質を使用する事業所を対象に水質検査を実施しており、平成26年度には175事業所の検査を実施いたしました。うち5事業者において、pHやBODが排水基準を超過していたため、景観・環境総合センターが指導を行い、改善されたところです。

また、河川における魚のへい死、油、薬品類の流出等、水質事故発生時の対応といたしましては、市町村、県土木事務所、消防等から景観・環境総合センターに緊急通報が入る体制が確立しております。緊急時、センターは関係機関と連携の上、直ちに現場確認を行い、必要に応じてオイルフェンス、オイルマットを設置し、河川水への被害拡大を防止いたしますとともに、水質検査を行い、原因の究明に努めているところです。

また、市町村、事業所からの水質検査の依頼にも対応しておりまして、平成26年度には、事業所からの排水検査を59件、河川水の検査を110件実施いたしました。

今後も引き続きまして、河川の常時監視、事業所からの排水の水質検査等を実施いたしますとともに、緊急時の対応も含めまして、水環境の保全に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 アスベストの対策事業ですけれども、平成26年度、この環境に関するアスベストの相談が22件あったとお伺いしております。その中の主な内容としましては、解体時のアスベストの事前調査の方法と法令届け出について、それから、アスベストの種類、レベルについてということとあわせて、このアスベストの健康被害の救済制度です。この救済給付についての相談は、この22件のうちどれぐらいの件数を占めているのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

○柳原環境政策課長 申しわけございませんが、22件の相談の内訳件数については持ち合わせておりません。済みません。後ほどまたお届けさせていただきたいと思っております。

○太田委員 わかりました。ありがとうございます。

この間、アスベストの健康被害の相談を受けまして、お話を伺うと、建築関係の勤務先から定期健診の結果が出て、プラークの疑いがあるということでした。再度病院で診断を受けると、アスベストと因果関係のある胸膜プラークと告げられまして、年2回の精密検査を受けるように指示があったということです。この方は長年にわたって建設現場で働い

て、主に電気工事を請け負ってきたということです。現在治療を必要としませんけれども、自分がいつ病気になるか不安だと、こういう状況です。勤務先に話をしても、健康管理に問題があったのではないかと。他の従業員も糖尿病や高血圧など、持病を持っている。費用は自己負担で、こういうことを言われたということです。労働基準監督署に労災について尋ねても、治療が必要なければ労災は使えない。また、今の状況では、事業主には石綿検査を義務づけ指導はできない。こういうことでして、国はアスベストの救済法を成立させましたけれども、極めて不十分なものでして、過去にも県議会で救済を求める、抜本改正を求める意見書が通ったところです。こうした状況もしっかりと受けとめていただきまして、県としてもさらなる対策を進めていただきたいと思います。

それから、浄化槽の問題について、合併浄化槽に対する補助ということですが、下水道の事業などの取り組みなどもあわせて、河川の水質の指標となります生物化学的酸素要求量、BODでいいますと、10年前には5.0ミリグラムであったものが平成25年度には2.5ミリグラムということで、半減しているという状況です。これは県としても浄化槽の設置補助であるとか、あるいは下水道の事業なども進めていただいた結果ではないかと思っております。しかし、まだ下水道と単独浄化槽と合併浄化槽と、混然一体となった地域がまだまだ多いのではないかと思っております。その点もしっかりと整理をしていただき、本当に生活排水の対策の推進を図るという意味で取り組みを進めていただきたいと思っております。

そして、水質検査についてですが、先日、河川の水が上流にあります工場の排水によって色が少しおかしいということで相談を受けまして、県に問い合わせますと、確かにすぐに調査をしていただきまして、色はあるけれども、水質的に問題はないということで結果を教えていただきました。しかし、私にその地域の方から相談があって、そのような対応をしていただきましたけれども、やはり県民の皆さんがすぐに河川に異常があったときに相談ができると、窓口も設置しておられますけれども、その告知といいますか、広報をもっとしていただき、検査が気軽にできるようにしていただきたいと思っております。県からも資料もいただきまして、外部からの依頼でも排水で59件、河川でも110件ということです。私も地域の皆さんにそういう窓口があるということもお示しをしながら、県としても取り組んでいただきたいと思います。

次に、産業・雇用振興部についてお伺いします。

ものづくりの問題につきまして、1点質問をさせていただきたいと思います。

先日、富山県にあるものづくり研究開発センターの取り組みを学んでまいりました。富山県は電子部品とか機械、金属、アルミ、プラスチック、繊維など、さまざまな分野や工業が盛んな県です。県はこれらの分野を支えて、新たな知恵や技術を生み出すための支援を行うための取り組みを行っております。その中で、例えば県の工業技術センターは、全職員56人の体制ですけれども、技術職が52名、そして博士号を取得しているのが27名ということですので、県が県内産業や工業を支えるという意欲も伝わってきたところです。

そこで、これまでも靴下の地場産業などの取り組みなどについてお尋ねをしてまいりましたけれども、奈良県としてのものづくりについての取り組みという問題についてお伺いしたいと思います。

○村上産業・雇用振興部理事産業振興総合センター所長事務取扱（公財）奈良県地域産業振興センター専務理事 ものづくり企業の支援に対する本県センターの職員の資質向上にどのような支援策があるのかですが、県内企業への的確な、かつ迅速な技術支援や先導的な研究開発を進めるためには、委員お述べのとおり、技術職員の資質向上が重要であると考えており、日ごろから次のような取り組みをしております。

まず、県内企業のニーズの多様化に的確に対応できる人材を育成する研究員技術力向上事業を平成20年度から実施しているところです。本事業では、技術系職員を大学、大学院に派遣し、研究開発を行うことで専門分野における高度な知識や技術の習得を図る。平成27年度までに8年間で延べ8名の技術職員を奈良先端科学技術大学院大学や京都大学、同志社大学などに派遣し、県内ものづくり企業の活性化に貢献するための研究開発を行ってきたところです。

また、大学のみならず、大手の先進的な企業や県内企業など、年間20件の共同研究を行うことにより、担当職員のスキルアップを図るとともに、意見交換や情報収集を進めてきたところです。

さらに、学会や研究会などにも積極的に派遣し、最新の研究や製品情報の収集を図るとともに、全国地方公設試験研究機関や国の産業技術総合研究所との交流を図るとともに、各産業分野ごとに担当技術者を派遣し、国や地方自治体における技術動向に係る情報収集にも努めているところです。

これらの取り組みにより習得しました技術や知識を成果発表会などを通じまして、センター職員への周知を図り、センター全体の資質向上を図るとともに、研究開発、技術相談など、企業対応業務で活用することにより、県内ものづくり事業の活性化に貢献していか

なければならないと認識しております。以上です。

○太田委員 奈良県でも取り組みを進めてもらっております。富山県も奈良県も地場産業、そして、中小の事業所が非常に頑張っておられます。そして、小さな会社でも大企業などに負けずに、この分野では絶対に負けないという分野を確立しまして、ニッチ産業など、さまざまな取り組みが進められているということです。県の職員に教えていただきましたら、県の職員になってから博士号を取得されたということにして、富山県のものづくり研究開発センターは富山大学と隣同士の敷地にありますので、条件的にも非常に恵まれた環境にはあるのですけれども、奈良県でも先ほどいろいろな大学とも連携をしながら取り組みを進めていただいているということですので、やはりそれが成果として目に見える形で、引き続き頑張ってくださいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、警察にお伺いします。

認知症の方への対応についてです。昨今認知症の高齢者がひとり歩きをされて行方不明になられるという事案がふえているとお聞きしておりますけれども、どれぐらいの方が行方不明になっているのか、伺いたいと思います。

また、警察として認知症の方に対する対応等について、どのようにされているのか、お伺いします。

○藤本生活安全部長 認知症の方への対応ということでご質問でございます。

行方不明事案でございますけれども、県内におけます平成26年中に警察に届け出のあった行方不明者数につきましては、総数で1,017名でして、うち認知症、またはその疑いのある行方不明者数につきましては185人と、全体の18.2%を占めている状況です。また、平成27年9月末現在で、認知症、またはその疑いのある行方不明者の受理につきましては148人、前年の同期比に比べましてプラス14名、行方不明者数全体の19.6%という数値となっております。認知症、またはその疑いのある行方不明者届を受理した場合には、事件、事故に遭遇する可能性は非常に高いことを踏まえまして、早期発見や保護のために、届け出を受けた人はもちろんことながら、隣接警察署等への手配を実施しますとともに、必要に応じまして、県警へりや警察犬の出動、さらには、地元自治体や消防団等の協力を求めるなどして捜索活動を行っており、本年の受理分の148名のうち147名につきましては、無事発見、保護できております。ただ、1名につきましては、奈良市内の女性の方で、この方につきましては、全国手配等もやっておりますけど、まだ発見の報に接していないという状況でございます。

続きまして、県警察の対応ですけれども、県警察では、警察職員が認知症の方に対する適切な対応を行うため、厚生労働省が実施しております認知症サポーターキャラバン事業の一環である認知症サポーター養成講座を警察本部や警察署において順次開催しているところです。平成27年7月には、警察本部子供・女性・高齢者安全対策課の女性警察官3名にこの養成講座の講師役となる認知症サポーターキャラバン・メイトの資格を取得させまして、市町村地域包括支援センター職員等と連携しまして、全警察職員の受講を目標としまして、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方への対応の心得である「驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない」といった基本姿勢を指導させているところです。今後も行方不明事案を初めとした警察活動におけます認知症の方への対応を適切に行うため、取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 以前、施設に入所されている方が徘徊されて、その方を捜すお手伝いをさせていただいたのですけれども、まず認知症の方は、自分から正確な自分の名前、年齢、どこに入所されているのか、こういうことも正確に答えられないということもあるかと思えます。そうした中で、なかなか手がかりがつかめずに、捜すということも大変な状況にあるかと思えます。

先ほども認知症の方との接し方という点でもポイントを上げていただきました。まずは見守るといふことと、認知症の方と同じ目線になって、本当にその方に寄り添って接してもらいたい、こんなアドバイスもあるということです。これは、警察だけにとどまらず、やはり一般市民の皆さんにもそういう対応を広く知っていただいて、これからますます高齢化社会になるに当たりまして、ぜひその周知徹底を、警察だけにとどめないで、全市民に広げていただきます取り組みなども今後要望いたします。以上です。

○中川委員 1点要望させていただきます。

午後はくらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部を審査する時間ですけれども、あすの総括に臨むまでの最後の審査日程であることから、10月14日以降の審査で徐々に明らかになった事象につきまして、主に財政課へ要望したいと思います。

皆さんご存じのとおり、予算書や決算書というのは款項ごとに数字を並べたものであって、具体的にどのような内容の事業をして、幾らのお金を使うのか、あるいは使ったのかをかみ砕いてまとめたものがそれぞれ「予算案の概要」であり、「主要施策の成果に関する報告書」、この副題は「予算執行の実績報告」でございます。

ところが、審査日程中、これらを入念に対照したところ、予算案の概要に載っている事

業がその後どうなったのか、報告書には載っていないことが多々あり、逆に補正予算の事業を除いても、予算案概要には載っていない事業が突如として報告書に載っていることも多々ございました。この2つの資料につきましては、編集方針も同じものではないでしょうし、こういうものなのかと首をかしげながら見ておったのですけれども、きょうの午前中の審査で私が指摘した事業につきまして、予算案の概要の金額には事務経費を入れていたけれども、報告書には入れていなかったという答弁があり、さすがにどうかと思いました。どういうことだろうと、先ほど昼休み、少し調べましたところ、この予算案の概要と報告書は、ともに財政課が取りまとめて作成しているということもわかりました。

このように、予算と決算を説明した基礎的な資料につきまして、事業が片方には載っているけれども、もう片方には載っていない。さらには、載せるべき金額の算定基準も異なっているというのでは、比較や追跡のしようがございません。これでは決算内容につきまして審査するという、この委員会の本来の目的が十分に果たせないと考えるわけです。このようなものを誰も見ていないのではないかという職員もいらっしゃるかもしれませんが、この春まではいなかった私のような者にとりましては、こういった資料を読むしかない。まずは、こういった資料を読むことから始まるわけですので、しっかりしてほしいと思いました。特に、民間ではこういったことはあり得ないのではないかと思います。

ようやく本題ですけれども、次の作成からは、せめて予算案の概要に載せる事業であれば、報告書にも載せるといったように対応していただいて、載せる金額の算定基準も予算案の概要と報告書で統一をしていただきますよう、また、その達成のために各部局を指導していただきますよう、財政課長及びその上の総務部長を担任する副知事、いらっしゃるかもしれませんが、組織のトップである知事に対しまして要望させていただきます。これはとても大事なことであると思います。以上です。

○和田委員長 委員長として、今の要望に対して、見解を申し上げておきます。

まず、要望でございますから、答弁は不要でございます。しかし、そのような指摘がございましたので、決算委員会での審議の内容として、理事者側と協議、調整等を別の機会にさせていただきたいと思っております。委員長、副委員長ともに臨んでの理事者側、財政課との調整をさせていただきます。

○藤野委員 委員長、日程どおりに従って委員会で審議しているのであって、その辺を皆さんが考慮しながらの発言が必要だと思う。我々も言いたいことがあっても、ここは日程どおりに従ってやっているわけだから、一定のルールは必要だと思う。考慮しながらやっ

ていただきたい。

○岡副委員長 3点ほどと思います。まず、1点は、屋外の広告物の適正化事業、「平成26年度 主要対策の成果に関する報告」102ページです。過去3年間の実績が載っているわけですが、平成26年度に急激に減っています。これは、もう対象物がなくなって減ったのか、ほかの理由で減ったのかについて先にお尋ねしたいと思います。

○佐野景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱 屋外広告物の適正化推進事業の件数ですけれども、平成26年度は4件となっております。これは、県では平成22年10月1日に屋外広告物条例の改正で、屋外物広告禁止交差点エリアを設定いたしまして、それを設定したことによって、条例以前に既に許可を受けて設置していた屋外広告が違法状態になると。だから、それを解消するために、許可が3年という期限がございましたので、3年という猶予で県が既に設置した業者に、自主的、もしくは支援しますので、どけてくださいと、そういった形で進めまして、その3カ年の期限が平成25年度で終了いたしました。したがって、平成26年度の4件と申しますのは、その他の屋外広告物の撤去の話でありまして、何も屋外広告物撤去がなくなったからではなくて、条例に基づく禁止区間の分を撤去したものが平成24年度、平成25年度で大きな数字が上がったということです。以上です。

○岡副委員長 ということは、もう一度確認ですけれども、その条例に基づいた撤去しなくてはならないものは、もう完了したと考えていいのですか。

○佐野景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱 自主的も含めまして、当時条例を制定したときに対象物件でありましたものは全て取り除くことができました。ただ、こういったものはイタチごっこでもございまして、終わってもまた、不届きなものでまた出るものがございます。現在そういうものもございます。今県としてもパトロールをして、該当する市町村と同時に業者へアプローチして、どけてくださいということは粘り強く指導しております。以上です。

○岡副委員長 よくわかりました。それでは、引き続きまたパトロールをしっかりとお願いしたいと思います。条例でせつかくやった結果が薄まらないようにお願いしたいと思います。

2点目は、これも内容だけで結構ですけれども、環境対策の中で、最近フロンガスの回収がかなり進んでいるとは思うのですが、最近のフロンガスの状況について、県として把握していることについて、データ等があれば教えていただきたいと思います。

○柳原環境政策課長 フロンですが、本県に登録しておりますフロン排出抑制法に基づく第1種フロン類重点回収業者は、平成26年度末時点で679件あり、回収量につきましては、平成26年度が約46トン、平成25年度が約28トンで、全国に占める本県の割合は約0.6%、平成24年度が約23トンで、全国比は約0.5%となっております。また、本県に登録しております自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者は、平成26年度末時点で127件あり、回収量は平成24年度、平成25年度、平成26年度ともに約4トンでございました。全国の回収量に占める本県の割合は約0.5%となっております。以上です。

○岡副委員長 今数字をざっと聞きましたけれども、0.5とか、0.6とかいうパーセントです。本県の場合は、大体いつもデータを見るときに、100分の1とかを見るわけですが、それから見ると、1%ぐらいと聞いていたのですが、全国平均よりもかなり低いかもしれません。地域によって差があるのかもしれませんが、このフロンガスの問題は引き続きしっかりと監視をしていただきたいと思います。

それとあわせて、これも要望しておきます。家庭用家電の特にクーラー等の不法投棄のようなもの、もしくは不法投棄ではないにしても、正規の手續に伴わない処分がされている場面が時々散見されます。そういう面でしっかりとパトロール、指導をよろしく願いたいと思います。これは要望にしておきます。

次に、スポーツの関係になりますが、あくまでも提案的な質問になりますので、お答えがいただければ結構ですし、もしなければ、もうやりません。

というのは、先ほどから話が出ていました榎原公苑の整備の話があります。直接ここに関係のある話ではないのですが、榎原市と県がまちづくり協定をされた中で、その周辺整備ということで、大きくウイングを広げてこれから研究されていくと思うのです。特に最近サッカーをする場所がないというお声を大変多く聞いておりますのと、また、よその県の話ですけれども、たくさんのサッカー場のコートを用意して、それを有償で使っただいて、収益を上げるということをやっている成功例もあるようです。大きなこういう競技を誘致するということは、当然人が来るわけでして、場合によっては、全国大会をやりますと、宿泊もふえる可能性があります。そういう意味で、サッカーという例を挙げましたけれども、大きな大会を誘致するために、あの辺を活用することができないのかどうか。これは、先般、代表質問、一般質問か忘れましたが、ある議員もそれに関連する質問をされておりました。その後、時間がなくて十分言えなかったもので、岡さん、言ってくれと言

われましたので、それも含めて、お答えがあればお願いしたいと思います。

○村上スポーツ振興課長 今のサッカー場を含めてでございますが、先ほども安井委員にご答弁させていただきましたとおり、榎原公苑の将来構想の検討の中で、そういったことも含めまして、検討させていただきたいと考えておるところです。

○岡副委員長 まだこれから始まるという段階ですね。ぜひ早く始めていただきたいと思います。その近くの明日香村には、元サッカーのプロの選手がお住まいでして、熱い思いを持っている方がいらっしゃいますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望にしておきます。

最後に、警察にお尋ねいたします。2点ほどあります。

まず、1つは、最近全国的にもそうですけれども、警察官が予想もしない事件をたくさん起こしておる例が報道されております。本県においても、交通違反のみみ消し等でお金を受け取ったという事案もございました。こうした不祥事を防止するには、やはり警察官に採用されてから、若いときの指導をもっとやらないといけないのではないかと思います。その点、特に若手の警察官の倫理教育について、どのように取り組んでおられるのか、お伺ひしたいと思います。

それから、2点目は、先般明日香村において大学生らの若者5人が自動車で横転して欄干に衝突し、残念ながら亡くられるという痛ましい事案がございました。現場に行ってみただけですけれども、本当に現場の状況を見て、何とかならなかったものだろうかという思いがございました。そこで、事件後、県警察としてもいろいろ再発防止についてのお考えもあろうかと思っておりますので、この事案を通じて、あの周辺の安全対策について、警察としてどのようなことをお考えなのか、お尋ねします。

○高井警務部長 若手警察官への倫理教育についてお尋ねがございました。

警察は法を執行する機関でありまして、警察官には逮捕をする権限も含めた強い権限が認められておるところです。そのため、警察において倫理教育をすることは極めて重要です。副委員長からご指摘をいただいたように、特に若いうちからそのような倫理教育を徹底することは極めて重要であると考えておるところです。

警察官が新規採用されますと、警察学校におきまして警察官として必要な実務能力を習得、向上させ、気力、体力を錬成する教育訓練を受けることとなりますけれども、この期間中におきまして、適切に権限を行使すべき警察官としての職責、職務上の責任を自覚させ、誇りと使命感を持たせる倫理教育を繰り返し行うことで、警察官として必要な倫理

観を養うということに力を入れております。さらに、警察学校を卒業した後におきましても、おおむね2年間の間は若手警察官と位置づけをいたしまして、特に重点的に倫理教育を行っているところです。

具体的には、例えば誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕することといった警察官に必要な倫理を5つの項目に集約をした職務倫理の基本がございます。これは全国警察に共通の項目ですが、本県独自の取り組みといたしまして、小さくて恐縮ですけれども、こういう名刺大のカードに、今申し上げた職務倫理の基本5科目を印字をしております、これは警察学校の学生だけではなくて、警察学校を卒業した後も職務執行するときには必ず携帯をし、折に触れてこれを読むようにと指示をしております。時間の関係もございましたので、5項目全てはご紹介申し上げませんが、先ほど申し上げたように、例えば誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕をすることといったような、5つの徳目から成っております、この項目に基づきまして、公私にわたってこういう項目を実践をするという教育を繰り返し行っておるところです。

それから、実際に現場に出た後でも、例えば本県警察を退職したOBの方に誇りと使命感を醸成するための講話を行っていただくなど、警察官として必要な倫理観を養う教育を継続的に実施しておるところです。

県警察といたしましては、今後も誇りと使命感を持って県民に奉仕をする高い倫理観を持った警察官の育成に努めることにより、奈良県の治安を維持いたしまして、県民の安全と安心を確保いたします。さらに、副委員長からご指摘をいただきましたように、そのことが不祥事の防止にもつながるものだと考えておるところです。以上です。

○大森交通部長 明日香村の交通事故の件、再発防止対策に関してです。

まず、本件交通事故でお亡くなりになりました方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方にお悔やみを申し上げる次第です。

この事故の発生を受けまして、県警といたしましては、本部長にも現場に足を運んでいただきました。当然私ども以下、本部、警察署の担当者が現場の状況を確認いたしまして、その結果を踏まえた再発防止対策を3点進めることとしております。交通指導取り締まりの強化と、広報、啓発活動の推進、それから、交通環境の整備です。

具体的に申し上げますと、交通指導取り締まりの強化につきましては、発生現場付近におけます時間や場所を限定しないランダムな交通指導取り締まり、それから、発生路線におけますパトカーによる赤色灯を点灯した警戒活動を強化することとしております。

次に、広報、啓発活動の推進につきましては、本部から警察署等に対しまして、大学、専門学校などへの若者の交通事故の特徴と交通安全教育の必要性に関する情報の発信、それから、免許の取得、更新等の機会を捉えました交通安全教育の実施を指示したところがあります。また、秋の交通安全県民運動期間中には、現場付近におきまして、明日香村の交通対策協議会や交通安全協会と合同の広報、啓発活動も実施したところです。

最後に、交通環境の整備でございますけれども、道路管理者であります明日香村に対しまして、夜間にカーブの状況をわかりやすくする反射材つきの道路びょう、減速させる効果のある路面標示、道路照明灯の設置、道路形状の変更などの安全対策の検討について申し入れを行っているところです。このうち、反射材つきの道路びょうにつきましては、既に設置が完了していると報告を受けております。また、近々現場北方には注意喚起のための看板が設置されると聞き及んでいるところです。

県警といたしましては、本件のような悲惨な交通事故を再発させないために、今後とも関係機関と連携を密にして交通安全の確保に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○岡副委員長 最初の若手警察官の教育の話ですが、今答弁いただいたことで基本的には了といたしますが、ただ一つ、ここでお願いしたいことは、やはり何かよからぬことをする警察官というのは、現場ではひょっとしたら案外、やりよったかということもあるかもわかりません。ということは、やはり予兆がある場合があると思うのです。もちろんわかれば指導されるとは思いのだけけれども、今まで以上に目を配るといふか、確認しながら、一般の企業でもそうですけれども、日ごろからの目配り、気配りでその兆候を見抜いて予防できるということがございます。特に横の関係です。縦だけではなくて、縦横両方の情報交換等々、プライバシーの問題もあろうかと思いますが、大事なことです。より一層情報交換しながら、特に模範でなければならぬ警察官が不祥事を起こすということは、非常に社会的な影響も大きいわけですので、くれぐれもこれからはしっかりと取り組んでもらいたいということで要望にしておきたいと思っております。

それから、明日香村の件につきましては、早速対策をいろいろと考えていただきまして、ありがとうございます。今おっしゃっていただいた施策、まさにそういうことをしなくてはならないと思ったところでして、先般も地元の村長ともそういう話をしたところでした。余分な話かもしれませんが、欄干についておった看板を、ご存じかどうか知りませんが、スピードを落とせ、危ないという標示のところは2枚、実は看板があるのです。欄干についていた看板と、雷の交差点にあった看板。実は3年ほど前に近隣の方から非常に

危ないので、安全対策のために何か標示してほしいという要望がありまして、私が村にお願いしてつけてもらった看板です。今回、残念ながら、夜の事故でもございましたので、気がつかなかったかもしれませんし、効果がなかったことは大変悔やみますけれども、この対策でしっかりとこれから安全対策ができるようになるかと確信いたしますので、どうか早くやっていただくように、また村にもしっかりとご指導お願いしたいと思います。以上です。

○和田委員長 ほかに質疑がなければ、これをもってくらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を終わります。

明10月20日火曜日は、午後1時から総括審査を行います。よろしく申し上げます。

それでは、これで終わります。